

令和 7 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月13日

本日の会議に付した案件

議案第19号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第20号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

議案第24号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

議案第25号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

議案第26号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

議案第27号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

議案第28号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

議案第29号 市道路線の認定及び廃止について

議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

雨水貯留施設整備事業

第3条 繰越明許費の補正のうち

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

街路事業促進事業

第4条 地方債の補正のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

雨水貯留施設整備事業

議案第32号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第5条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

用排水施設整備事業（丹羽排水地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

道路長寿命化事業

雨水貯留施設整備事業

道路改良事業

議案第37号 令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第40号 令和7年度江南市水道事業会計予算

議案第41号 令和7年度江南市下水道事業会計予算

議案第43号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

水道部

の所管に属する歳出

議案第46号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

行政視察報告書について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 掛布 まち子 君

副委員長 岡地 清仁 君

委員 宮地友治君
委員 堀元君
委員 牧野行洋君

委員 稲山明敏君
委員 片山裕之君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議長 伊藤吉弘君
議員 石原資泰君
議員 須賀博昭君

議員 大藪豊数君
議員 長尾光春君
議員 土井紫君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君
主任 伊藤典子君

副主幹 磯部将人君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

経済環境部長 平野勝庸君

都市整備部長 鵜飼篤市君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長
古田義幸君

商工観光課長兼企業誘致推進課長 田中元規君

商工観光課副主幹 八橋直純君

企業誘致推進課主幹 駒田直人君

農政課長 夫馬靖幸君

農政課副主幹 柴垣伸道君

農政課副主幹 岩田浩和君

環境課長	相 京 政 樹 君
環境課主幹	稲 波 克 純 君
環境課副主幹	近 藤 祥 之 君
都市計画課長	伊 藤 達 也 君
都市計画課主幹	加 藤 考 訓 君
都市計画課副主幹	安 田 裕 一 君
都市整備課長	石 川 晶 崇 君
都市整備課主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	堀 尾 道 正 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
水道部下水道課長	酒 匂 智 宏 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	間 宮 健 次 君
水道事業水道部水道課長	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	三 輪 晶 俊 君
水道事業水道部水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	小 島 宏 征 君

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

早いもので、この委員会のメンバーにおける定例会の審査も最後となりました。当初予算をはじめ、たくさんの議案が付託されておりますので、しっかりと審議をしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る2月27日に3月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 市長は退席されます。

本日の委員会の日程ですけれども、付託されております議案第19号 江南市手数料条例の一部改正についてをはじめ18議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いた

できますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただき、そのほかは退席していただいても結構です。

議案第19号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第19号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○建築課長 それでは、議案書の67ページをお願いいたします。

議案第19号 江南市手数料条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、少し飛んでいただきまして118ページから222ページに新旧対照表を掲げており、新の内容は118ページから175ページまで、旧の内容は176ページから222ページまで掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。

117ページ上段にお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡地委員 すみません。それでは、2点質問をさせていただきます。

建築物のエネルギー消費性能というのは何か。また、この一部改正の内容について分かる範囲で御説明いただきたいのと、それから2点目が、低炭素の建築物の認定制度というのはどういった制度なのか、概要について教えていただければ幸いです。

○建築課長 今回の手数料条例の改正につきましては、2つの法律の改正に

基づいて行うものということで、建築物省エネ法と建築基準法の一部改正についてということで行うものでございます。

初めに、建築物省エネ法につきましては、国のほうで2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%排出削減に向け、段階的に法改正を行っているということでございます。今回の建築物省エネ法の改正につきましては、省エネ基準適合義務の対象が、改正前までは届出義務等でありました小規模非住宅及び住宅にも拡大し、原則全ての住宅、建築物について新築・増改築をする際に省エネ基準への適合が義務づけられることから、今回の手数料の規定の整備を行うということでございます。こちらの内容につきましては、県及び近隣市も同じ内容で行うということでございます。

次に、建築基準法につきましては、こちらも今の省エネ法に伴いまして、原則全ての住宅、建築物に省エネ基準への適合が義務づけられることになり、省エネ化に伴い重量化している建築物について、省エネ基準や構造安定性基準への適合を審査プロセスを通じて確実に担保するため、旧建築基準法で木造住宅等の小規模建築物で建築士が設計を行う場合は構造関係規定の審査が省略される制度がありましたが、そちらの見直しも行われることになりました。

今回の手数料条例の改正につきましては、江南市を含む限定特定行政庁、限定特定行政庁というのは旧建築基準法の第6条第4号のみの審査を行っている行政庁になりますが、その限定特定行政庁の業務範囲が変更されたことに伴いまして新たな業務、例えば仮使用認定業務であるとか建築設備の確認申請ということで新たな業務が増えることに伴いまして、そちらの手数料の規定の整備を行うということでございます。

また、建築基準法の一部改正により構造計算が義務化される規模が引き下げられるということで、それが500平方メートルから300平方メートルへ引き下げられるということで、そちらの手数料の区分が新たに変更されたということでございます。

また、直近の手数料改正が行われてから、かなり建築確認の審査業務が複雑化しているということがありましたので、手数料に一定の増加率が乗じられて手数料の額の見直しを行っております。これが1点目の改正の内容にな

ります。

次に、低炭素のほうですね。低炭素につきましては、こちらは平成24年12月に施行されました都市の低炭素化の促進に関する法律に基づきまして、市街化区域内において低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度であります。

具体的な認定基準は2つありまして、外皮性能、こちらは屋根であるとか壁であるとかという断熱性能、あと一次エネルギー消費性能、こちらは設備の性能、一次消費エネルギーの消費性能を省エネの誘導基準への適合、また再生可能エネルギー利用設備の導入、またその他講ずべき措置として、こちらは選択項目で1つ選ぶ形になりますけど、節水対策とかエネルギーの見える化を行うエネルギーマネジメントなどの低炭素化に資する措置を行うということでございます。こちらの認定を受けることにより、住宅ローンの減税制度における優遇措置や登録免許税の減税措置など税制優遇を受けられたり、容積率の特例を受けることができるということでございます。以上でございます。すみません、長くなりました。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、ちょっと私から、簡単ですけども、1点だけ。

要するに法律改正によって審査の対象が広がって、対象が広がっただけではなくて新たな業務も付け加わったと。手数料の区分もたくさん、増額とともに区分がいっぱい加わっておりまして、要するに市の建築課の皆さんの仕事の業務量、範囲がとんでもなく今回の改正によって広がってしまうんじゃないかという心配をするわけですけども、この点についてはどうなんでしょうか。民間の審査機関が基本的にはやるものだと思うんですけども、そこと市の業務の増大の割合とは、この条例改正によってどのようなことがもたらされると考えておられるんでしょうか。

○建築課長 おっしゃるとおりで、これは県内というか日本国中全てがかなり心配しているところでして、今、愛知県内の建築確認というのは、大体98%が民間の指定確認検査機関が行っているということで、今回の法改正に

伴って愛知県の建築指導課から、指定確認検査機関のほうに審査事務量の増加に伴う体制整備の協力依頼をしているということで、なるべく民間の指定確認検査機関のほうで何とかやってほしいということで依頼をしているというところで、今のところは影響としては少ないと思っておりますが、ただ民間の検査機関のほうで賄えないということになりますと、市のほうも業務量が増大してくる可能性はあるということで、この辺りは懸念をしているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

やってみなければ分からないというような、4月以降どうなるか分からないというようなことなんでしょうか。

○建築課長 そうですね。民間の指定確認検査機関のほうでやっていただければ、今までどおりの業務が行えると思っておりますが、そちらのほうで本当に受け付けられないような件数が来てしまうと、市のほうもかなり業務量が増えてくるのではないかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分 休 憩

午前9時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の

一部改正について

○委員長 続いて、議案第20号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長 議案第20号について御説明申し上げますので、議案書の223ページをお願いいたします。

議案第20号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、224ページをお願いいたします。

条例等の一部を改正する条例案を掲げております。

参考資料としまして、225ページ、226ページに条例等の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 私のほうから何点かお尋ねしたいと思えます。

まず、この企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の立てつけなんですけれども、水道・下水道職員の給料表というのは、一般職と同じ給料表を使用しているということでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 そのとおりでございます。

○委員長 そうしますと、今回のこの条例改正の中に入っている配偶者の扶養手当をなくすとか、管理監督職員の手当をつける基準を拡大するとか、住居手当をつけるとかいうことは、職員の給与条例の改正が、今回、総務委員会の担当であったと思うんですけれども、今回のこの条例の中には地域手当の規定がないんですけれども、それはなくてもよかったのでしょうか。

○水道事業水道部水道課長 地域手当のほうは一般会計のほうの給与表を準用しておりますので、準用を適用しております。今回は、江南市職員全体に適用される条例については秘書人事課のほうが所管しておりますけれども、

企業職員のみ適用される条例について水道課が所管しており、今回、この企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正をお願いするものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

○岡地委員 すみません、参考で結構なんですが、現在の企業職員の人数が分かれば、教えてください。

○水道事業水道部水道課長 現在15名でございます。再任用を含めて15名でございます。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時43分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

○委員長 続いて、議案第24号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてを議題といたします。

○都市整備部長 議案第24号から議案第28号までの5議案につきましては、損害賠償の和解及び額を定めることについての追認をお願いするものでござ

います。

議場でも申し上げました前例踏襲によりまして、基本的な事項でございます地方自治法に基づく議案としての条例を失念し、本委員会に付託をお願いすることになりましたこと、委員の皆様には改めて深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後、事務処理に当たり法令等の確認を徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○土木課長　議案第24号について御説明申し上げますので、議案書の247ページをお願いいたします。

令和7年議案第24号　損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてでございます。

議案書の248ページに和解及び賠償金調書を、249ページには被害現場説明図を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員　追認ですので、終わったことに関しての追認ということでもありますので、お金も支払われておるということでもありますので、そのことに関しては別段何も言うことはありませんけれど、なぜこんなことが起きたかということと、今後こういったことが起きないようにするにはどのような対策をしておくかということかと思うんですけど、部長、課長がまた代わられてどんどんまた体制が変わっていくと思うんですけど、そういった中で随時こういったことが起きないように対策というか、後々のためにも書類に残しておくとか、いろんな方法があると思うんですけど、そういったことをどのようにしておこうというふうに思われているか、その1点だけちょっとお聞きしておきたいんですけど。

○土木課長　このような状況になってしまったというのが、どうも慣例的な事務を行っていたということで、前例に基づいてやっていたと。そういう中

で、今年度に入りまして、この事務というのはおかしいんじゃないかということで、他市町の状況も調べて、このように追認を認めていただく議案を提出させていただいた次第でございます。

また、今後の対応につきましては、法令遵守に基づきまして、事務引継ぎ等の際にはきちんと書類にて引き続き今後このようなことが起こらないように対応してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員の長尾議員から発言の申出がありました。会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員　すみません、ありがとうございます。1点だけ。

〔「簡潔明瞭に」と呼ぶ者あり〕

○長尾議員　簡潔明瞭に聞きます。漏水なんですけど、なぜ土木課が対応されているんですかね。

○稲山委員　側溝の目地の切れの漏水だ。

○委員長　すみません、土木課の答弁を求めます。

○土木課長　こちらの案件につきましては、側溝からの目地切れで漏水が起きたということで、土木課で対応させていただいておるものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時49分　休　憩

午前9時49分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

- 委員長 続いて、議案第25号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 土木課長 議案第25号について御説明申し上げますので、議案書の250ページをお願いいたします。

令和7年議案第25号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてでございます。

議案書の251ページに和解及び賠償金調書を、252ページには事故現場説明図を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 堀委員 前輪のタイヤ交換で50万円もかかったの。

- 土木課長 これもいろいろ資料を調べる中で、ここに説明させていただいておる相手方の車両の車輪が損傷をしたものということでの……。

- 堀委員 金額を聞いておる。

- 委員長 手を挙げて発言してください。

- 土木課長 50万円を支払ったということで、そういう資料しか現在残っておりませんでしたので。

- 堀委員 相手方の言い分をそのままのむんじゃなくて、ある程度こちらも裏を調べて対応しないとやられっ放しになっちゃうよ、こんなもの。前輪を

替えただけで50万円もかかるわけがない。

[発言する者あり]

- 堀委員 かかる。そんなにかかる。終わります。
- 委員長 堀委員、よろしいですか。
- 堀委員 もういいです。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
- 暫時休憩いたします。

午前9時51分 休 憩

午前9時51分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第25号を採決します。
- 本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

- 委員長 続いて、議案第26号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 土木課長 議案第26号について御説明申し上げますので、議案書の253ページをお願いいたします。

令和7年議案第26号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてでございます。

議案書の254ページに和解及び賠償金調書を、255ページには被害現場説明図を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 52 分 休 憩

午前 9 時 52 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

○委員長 続いて、議案第27号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 議案第27号について御説明申し上げますので、議案書の256ページをお願いいたします。

令和7年議案第27号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてでございます。

議案書の257ページに和解及び賠償金調書を、258ページには被害現場説明図を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　　側溝の目地切れ、先ほども議案第25号にもありましたとおり、ちょこちょこ最近出てきているので、側溝も大分古くなってきていると、こういうのが起こると思うんですけど。こういったのは、点検とかというのはしようがないんですか。

〔発言する者あり〕

○片山委員　　難しいよね。

〔「地下だもんで」と呼ぶ者あり〕

○片山委員　　地下だもんね。

○土木課長　　今おっしゃっていただいたとおり、割と側溝というのが蓋もかかっておりまして、なかなか目地切れの状況というのが把握し切れてないというのが現状でございます。

○片山委員　　どうしても金額がのってきちゃうじゃないですか、100万円近くかかってくるケースも出てきちゃうんで。今後出てきちゃうと、対策というのは取りようがないということでもいいですか。地区ごとで一応側溝掃除とかするじゃないですか。そのときに例えば見ていただくということも可能かなとは思いますが、その点いかがですかね。

○土木課長　　地元で、しゅんせつとかの要望で現場に入ることがございますので、その折に注意はしながら現場のほうの確認はしてまいりたいと思います。完璧にはできないかと思いますが、そういう折を見て対応していきたいと思います。

○片山委員　　今後の対応をよろしく考えておいてください。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　今の側溝の話なんだけど、古いのは60センチぐらいかね、長さ。

○土木課長　　製品としては60センチぐらい。

○堀委員　　ぐらいだろ。その間々に目地が結局詰め込んで留めてあるわけですわ。最近では側溝の長さが長くなって目地の数が少なくなっておるわけだな。あれは正解だ。あれはいいと思いますよ。目地の箇所が少なくなっておる。うちの近所で、この間、工事やっておるとき見たら、長いんだわな。こ

れはいいなあと思いました。いいアイデアだと思います。以上です。

- 委員長 課長、答弁はありますか。
- 土木課長 今御指摘いただいた、現場で対応できるものに関しましては、そのような製品を有効に使ってまいりたいと思います。
- 堀委員 これから先、長く大きいやつを使うと目地が少なくなる。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
- 暫時休憩いたします。

午前9時56分 休 憩

午前9時57分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議案第27号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

- 委員長 続いて、議案第28号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてを議題といたします。
- それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。
- 土木課長 議案第28号について御説明申し上げますので、議案書の259ページをお願いいたします。
- 令和7年議案第28号 損害賠償の和解及び額を定めることの追認についてでございます。
- 議案書の260ページに和解及び賠償金調書を、261ページには事故現場説明図を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 58 分　休　憩

午前 9 時 58 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号　市道路線の認定及び廃止について

○委員長　続いて、議案第29号　市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○土木課長　議案第29号について御説明申し上げますので、議案書の262ページをお願いいたします。

令和7年議案第29号　市道路線の認定及び廃止についてでございます。

議案書の263ページに認定路線調書を、264ページから271ページに認定路線位置図を、272ページに廃止路線調書を、273ページから275ページに廃止路線位置図を掲げております。

なお、276ページは認定・廃止の理由を掲載した参考資料となっております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　認定から外れた道路は、今後どなたが管理する、どうやって管理するのかなど。誰が管理するのかなどというのをお尋ねします。

○土木課長　認定から外れるところは、この廃止路線の1番のところで、こちらが愛知県が施行する日光川江南遊水地の事業区域に含まれることによりまして当該路線が分断されますことから事業区域を除いた認定路線ということで、新たに認定路線1番、認定路線2番ということで、廃止する区間は江南遊水地の事業区域内に含まれるということでございます。道路敷じゃなくなるということになります。

○牧野委員　ありがとうございます。理解しました。以上です。

○委員長　ほかに質疑。

○岡地委員　すみません、1点。道路認定の漏れという形で今回6件ございますが、これは何か特別な調査とか見直しを行ったから6件出てきたということでしょうか。

○土木課長　今回の案件に関しましては、道路の幅員等の確認に対しまして窓口対応のときに確認ができたということで対応させていただくものでございます。

○岡地委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分　休　憩

午前10時02分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

雨水貯留施設整備事業

第3条 繰越明許費の補正のうち

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

街路事業促進事業

第4条 地方債の補正のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

雨水貯留施設整備事業

○委員長 続いて、議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正のうち、雨水貯留施設整備事業、第3条 繰越明許費の補正のうち、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、街路事業促進事業、第4条 地方債の補正のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、雨水貯留施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の302ページ、303ページの最上段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費で、愛北広域事務組合関係事業及びその下、江南丹羽環境管理組合関係事業、さらにその下、尾張北部環境組合関係事業は、各組合の負担金等の精算に伴い予算を整理するものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません、1点、私のほうからお尋ねしたいと思います。

303ページの最後の尾張北部環境組合の負担金の精算で、議会運営費の負担金と地域振興事業費の負担金の減額がかなり大きな額で出ているんですけども、通常こんなにたくさん出るといのはあまり考えられないんですけど、この差が大きい原因はどこにあるのでしょうか。

○環境課長　議会運営費の減額につきましては、約15万円ということなんですけれども、その内容としましては、バスの借り上げ料の減額ということと、あと会議録作成業務の委託料の減ということで、バスについては視察の場所の関係で減額になったものでございます。

それから、地域振興事業の負担金の減額については、985万円ほどとなっているんですけども、こちらについては地域振興事業を市と地域とそれぞれ主体となって行うんですけども、単年の事業実施から複数年に変更になったということで一部減額になったということが主な理由、あと入札の差額もありますけれども、そうしたことが理由になっております。

○委員長　ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、農政課が所管します補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書の288ページ、289ページの中段をお願いいたします。

22款1項4目1節農業債で、620万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出を御説明させていただきますので、304ページ、305ページの最上段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で、88万9,000円の減額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、305ページの説明欄、県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業で689万7,000円の減額を、その下、県営震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）負担事業で90万円の減額を、その下、県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）負担事業で400万1,000円の増額を、その下、県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業で290万7,000円の増額をお願いするものでございます。

また、第4条の地方債の補正につきましては、281ページの第4表 地方債補正を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、私のほうから1点お聞きします。

305ページの上から3つ目です。丹羽排水地区の負担事業として、本会議場での説明のときには、国による事業費の増加があったということで400万円もの負担金の増加なんですけれども、同じように調整池を造っていて、新年度もまた同じように調整池を造っていくような感じになっているんですけ

れども、補正予算でこんなにたくさん事業が増えるというのは、どこがどう変わるのでしょうか。

○農政課長 現在、県が行っております調整池ですけど、2か所ありまして、現在は下流側の調整池を整備しております。こちらのほうの計画が令和6年度から令和8年度までの期間で行うということで、今回、今、委員長おっしゃられたとおり、国の予算が増えたことによりまして県営事業の予算も増えましたけれども、今年度予算を来年度へ県が繰越しをしまして、仮設の鋼矢板工を来年度施工する予定というふうに聞いております。

○委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○土木課長 土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の286ページ、287ページの中段をお願いいたします。

17款2項1目2節土地売払収入、説明欄の廃道敷地売払収入で366万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、下段の21款5項2目11節雑入、説明欄の土木課で地域振興事業費負担金228万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の306ページ、307ページの上段をお願いいたします。

8款2項1目の道路橋りょう費に、1,453万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

307ページの説明欄をお願いいたします。

道路台帳整備事業につきまして190万3,000円、その下の段、道路整備事業（市道北部第59号線）につきまして228万8,000円、その下、道路施設長寿命化事業につきまして1,034万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ないようでありますので、私のほうから2点ほどお尋ねしたいと思います。

307ページの中段にあります、ごみ処理施設の整備に伴う地域振興事業の中の市道北部第59号線の整備に関わる物件調査委託料がゼロというふうに補正がなっているんですけども、ゼロになった理由というのは何でしょうか。

○土木課長　予算作成時に、対象地に補償対象となる農作物や工作物が存在するものとして調査費を計上しておりました。今年度に入りまして現地を確認しましたところ、そのようなものは存在しておりませんでした。また、各地権者に今後の予定を確認しましたところ、設置するような予定もないということが確認できたため、調査委託が不要となったものでございます。

○委員長　ありがとうございます。

何かすごい雑な感じがするんですけども、242万円を経費としてかける必要はないという、そういうことになったということなんですか。

○土木課長　現場確認して、この調査の対象となるものが現場にないことと、今後ないという。

あと、すみません、道路との高さがありまして、現地、畑の場所と道路の高さ。そこで、敷地内に入っています玉石で高さ調整をしている、その構造物に対しても、補償じゃなくて工事において土木課のほうで対応してもらえればよいということで、この調査費がなくなった原因にもなっております。

○委員長　ありがとうございます。

もう一点ですけども、一番下にあります道路施設長寿命化事業の委託料のうちの3つ目です。歩道橋点検委託料ということで、補正後214万5,000円の点検委託費をかけているんですけど、たった1橋の歩道橋の点検ですよ。たった1橋の歩道橋の点検に214万円もかけるという点検は、一体どういう作業をやったらこうなるのか。この歩道橋というのは、江森と前野をつなぐ

名鉄犬山線をまたいでいる県から移管を受けた歩道橋なんですか。

○土木課長　　まず、今回、歩道橋の点検を行いましたものは、東野町にございます歩道橋を点検したものであります。

○委員長　　ありがとうございます。

○土木課長　　内容につきましては、今手元にありませんので、後ほど調べて御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございます。

後ほど、ついでに、たった1橋の、東野町にある市が持っている歩道橋のうちのネーミングライトをやっても応募がないという、その歩道橋ですよ。その点検に214万円もかけるという、その点検の内容について、この際しっかり、後からでも結構ですので、教えていただけたらと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　　点検だけでこんなにかかるの。なしでもいいよ、これは。

○土木課長　　これは、5年に1回の点検が必要だということで、法律に基づいて点検しておるものでございます。

○堀委員　　修理じゃなくて点検だけでしょう。

○土木課長　　そのとおり、点検でございます。

○堀委員　　それで二百何万円もかかるんですか、点検だけで。

○土木課長　　かかっております。

○委員長　　内容は後で調べて答弁いただきますので、それを受けて再度質疑をしていただけたらと思っております。

○堀委員　　もう結構ですわ。結構です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○稲山委員　　調べるなら、5年前に幾らかかったかも一緒に調べておいて。

○委員長　　ついでに私からも、最初に言い出しました県から移管を受けた江森と前野をつなぐ名鉄犬山線をまたぐ歩道橋ですね。あれも、これに劣らず大変な額の点検が必要だと思うんですけど、それも何年周期で1回幾らかかるのかというのも、分かれば教えていただけたらと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　　同じページの下のところ。橋りょう長寿命化修繕計画策定

委託料（単市事業）におきまして、額が1,000万円から275万円とかなり、75%減っているんですけれども、この理由は何でしょうか。

○土木課長　こちらにつきましては、予算策定時点では新規に計画を作成する費用を見込んでおりました。発注前に既計画がありまして、点検結果等を市から受注業者に提供できる前提で再度見積りをしましたところ、減額することができたということで、今回の減額をお願いするものでございます。

○牧野委員　ありがとうございます。

また、この地域はどこでしょうか、対象。市全体のことなんでしょうか、対象物は。

○土木課長　これは、市全体の橋梁に対して計画を作成したものでございます。

○牧野委員　以上です。ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　先ほどの点検だけで二百何十万円という話。いつ頃やるの、これはもし下りたら。もう終わったの。終わったやつ、これは。

○土木課長　昨年、令和6年の11月頃に、もう点検は終わっております。

○堀委員　今後ともそういう、いかにもこれは高過ぎる、素人から考えても。点検だけでしょう。点検だけで二百何十万円もかかるなんていうことは、足場を組んで全部やるなら話は別だけど。足場を組んでやるの。

足場を組んでやるんですか、点検。

○土木課長　そこに関しましては、確認させていただきます。

○堀委員　県の物価本の価格のとおりによっておってはいかんとお思いますから、その点、当局は当局で、江南市は江南市でしっかりそれは価格交渉等をやってもらえばいいと思いますよ。

今の話で、多分、物価本のそのとおりにやっておるはずだわ、見積りを。

○土木課長　適切に発注するには、それに基づいて発注して、指名競争入札の結果でこの金額になっておるものでございます。

○堀委員　あくまでも税金を使ってやる仕事だから、その点しっかりと把握して、正規な納得のいける点検等ならいいけれども、我々市民が見て、素人の人が見て納得のいける点検等ならいいですが、いかにも高過ぎるというふ

うに思っておりますので、今後検討をよろしく申し上げます。以上です。

- 土木課長 今御指摘いただいた、適切に対応してまいりたいと思います。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 都市計画課長 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、都市計画課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、310ページ、311ページの最上段をお願いいたします。

8款4項1目都市計画費で、5,275万7,000円の増額をするものでございます。

311ページ、説明欄をお願いいたします。

いこまいC A R運行事業で310万1,000円の増額補正、その下、バス関連事業で4,965万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 牧野委員 バス関連事業なんですけれども、名鉄の補助金だと思うんですけれども、去年、コロナが明けまして、それ以降、コロナ中に乗客数が落ちて、その分を補填する金額が増えた。今年はこの1年間、コロナ明けで乗客が増えると私は思っていたんですけれども、それがそれほど増えなかったというのが原因でしょうか。

- 都市計画課長 こちらのほう、コロナ前まではまだ増加しておりませんが、それに近い数字のほうで上がっているところでございます。

ちなみにですが、令和3年度の利用者数が41万1,577人、令和4年度の利用者数が43万131人、令和5年度の利用者数が46万4,121人、令和6年度が48万3,157人というような形で、徐々にですがコロナ禍から回復しつつあるような状況でございますので、よろしく申し上げます。

- 牧野委員 予算をつくるときに、どれぐらいの人数を想定されていたんですか、そうしますと。結構5,000万円という大きい感じがするんですけども。
- 都市計画課長 こちらのほうですが、当初予算には計上させていただいてなく、今回の補正予算で計上させていただいているものでございますので、よろしくをお願いします。
- 牧野委員 了解です。ありがとうございました。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 岡地委員 1点お願いします。今、関連でバス関連事業について、この補助金の積算の根拠というのは何を基に積算されているのか、簡単に説明いただけますでしょうか。
- 都市計画課長 こちらのほうの補助に関しましては、経常費用と経常収益の差引きで不足分を市のほうで補助するものでございますので、よろしくお願いいたします。
- 岡地委員 ありがとうございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 堀委員 今の話、経常経費を引いた差額分ですんでしょう。完全に大幅に赤字路線があるわけだわ。切ったらどうだ。全くお客さんが乗っておるのを見たことないもん。そういうところを切るように検討してください。以上です。
- 委員長 課長、答弁ありますか。
- 都市計画課長 そういった赤字路線につきましては、今後、名鉄バスとの協議の上、また新たな公共交通も踏まえ、利用者の不便が生じないように検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 牧野委員 今度は、いこまいC A Rについてなんですけれども、補正前、補正後で大体1割ぐらい増えているという。これは人数が増えたんですか、それとも距離が、1回当たりの利用料金が増えたんでしょうか、当初の見込みと比べて。お尋ねいたします。
- 都市計画課長 こちらのほうに関しましては、利用者数が増加したという

ところがございます。こちらのほうは迎車回送料金も今年度から負担するよ
うな形で予算は見込んでいたんですが、こちらのほうも利用者数が増えた
ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑がなければ、私のほうから何点かお聞きしたいと思
います。

バスの補助金のいわゆる根拠をとということで副委員長から質疑がありまし
たけれども、かかった費用から名鉄バスの収入を引いて、さらにそれに5%
の名鉄の利益分を上乗せして補助金を払うという、そういう交付要綱がずっ
と続いてきたと思います。ただの赤字補填ではないと思うんですけども、
それは間違いないでしょうか。

あと、この補助金の交付要綱をつくってから十数年はたっていると思うん
ですけども、全く変えていないんじゃないでしょうか。やはりちょっとこ
れを周辺の調査をして変えていく必要があるんじゃないかと思うのと、もう
一個、以前はとにかく赤字補填で名鉄に払わなきゃいけない費用を、できる
だけみんなバスに乗って減らそうということで、この5月二十何日に毎年
毎年行われる乗降調査、そのときにはみんなバスに乗りに行っていました
ね、以前は。

〔「行った行った」と呼ぶ者あり〕

○委員長 最近、全然そういう呼びかけがないですね。それもぜひ……。

○堀委員 検査する日にちが決まっておるんだわ。

○委員長 そのとおりですね。

○堀委員 そのときだけ乗ってやりゃいいんだ。

○委員長 その2日間だけ乗ったことで、入ってくる収入を算定するという
ようなおかしい計算式になっていて、その検査日が2日続けて雨だった年は、
みんなすごく乗ったので、市の補助金の支出が物すごく減ったという年もあ
りましたので、みんなバスに乗ろうということの呼びかけをぜひ再開して
いただきたいなと思います。まとめてお聞きしました。

○堀委員 賛成です。

○都市計画課長 1点目の名鉄バスの補助に対する考え方でございますが、

こちらのほうは江南市独自ということではないかと思えます。近隣市町も一律同じ算定式で計算を求めて補助を、支出しておるといようなことではございます。こちらのほうも名鉄バスのほうと協議の上、10年前と同じ数字から少しでもお値打ちな形でできるかどうかはちょっと今の段階では申し上げられませんが、名鉄バスと協議は進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、2点目のバスの啓発に関しましては、今年度は70周年記念事業で、フラワーパーク江南で子供向けの名鉄バスの乗車体験という形で企画をさせていただいております。そういった名鉄バスのほうの意識的なものを、今後も啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 調査日にみんなで乗ろうというのは再開しないですか。

○都市計画課長 再開も含めて検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○片山委員 先ほどの話で、調査日というのは分かっているんですか、今でも。

○都市計画課長 今現在は、調査日のほうはこちらのほうに連絡は、私のほうには入ってない状況でございます。一応シークレットという形で最近は行われているような状況でございますので。

○片山委員 聞けば教えてくれる可能性はあるということですかね。

○都市計画課長 シークレットだと思いますが、教えてくれないわけではないと思ひます。

○堀委員 分かったら、その日は職員はノーカーデー、全部バスに乗って来るように言っておいてください。

○都市計画課長 そういったことも踏まえて検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 もう一点お聞ひします。

バス補助金の中で、江南・病院線と江南団地線という分け方しかないんで

すけれども、江南団地線にはA線、D線、E線と3つ合わさっているはずで
す。それぞれ、A線幾ら、D線幾ら、E線幾らというのを教えていただけ
らと思います。

○都市計画課長 各負担金額に関しましては、A線のほうが1,425万8,000円
です。D線に関しましては984万円でございます。E線のほうに関しまして
は446万9,000円でございます。

○委員長 ありがとうございます。

いわゆる江南団地から江南厚生病院に行く部分の乗降客が以前から少ない
ということが話題になっているんですけれども、それは江南団地E線の部分
の一部分という、そういうことでよろしいですか。

○都市計画課長 E線に関しましては、江南駅を出発しまして江南団地を経
由して江南厚生病院になる全体の路線の補助でございます。

○委員長 そうしますと、いわゆる乗降客が少ないから、そこに補助金をた
くさんつぎ込んでいると言われている江南団地から江南厚生病院の間だけで
生ずるこの補助金の額というのは、算定できないということによろしいんで
すか、正確には。

○都市計画課長 こちらのほうは算定できてない状況でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審
査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市整備課長 それでは、都市整備課所管の補正予算につきまして御説明
申し上げます。

280ページ、第3表 繰越明許費補正といたしまして、8款4項都市計画
費に交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、
街路事業促進事業を掲げております。

続きまして、歳出でございます。

議案書310ページ、311ページの中段をお願いいたします。

8款4項2目都市整備費で3,940万1,000円の減額と繰越明許をお願いする
ものでございます。

右側説明欄をお願いいたします。

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）で498万5,000円の減額と繰越明許を、
その下、布袋駅付近鉄道高架化整備事業で2,786万5,000円の減額と繰越明許
を、その下、区画整理運営事業で594万6,000円の減額を、その下、街路整備
促進事業で60万5,000円の減額と繰越明許をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　減額の繰越しがあるね、たくさん。これ、理由はどういうわけ。
初めからこんなには予算をつけないでもいいんじゃないの。

○都市整備課長　まず、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）でございます。
こちらの繰越しでございますが、今回、令和6年度予算で用地買収のほうを
予定させていただいておりますが、そのうちの1筆につきまして地権者の方
との交渉に、今、時間を要していることから繰越しをお願いするものでござ
います。

続きまして、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、こちらは事業損失調査等負
担金ということで、県のほうで今発注していただいております鉄道高架化本
体工事に伴いまして発生しております事業損失調査、これに対しまして地元
関係者への説明のほうに時間を要していることから繰越しがされるというこ
とで、それに伴う負担金についても繰越しをお願いするものでございます。

そして、最後、街路事業促進事業でございますが、こちらは令和6年の9
月補正予算でお認めいただきました江南岩倉線に関する道路概略検討委託で
ございますが、こちらの検討に当たりまして、関係機関、県とか警察との協
議に時間を要していることから、繰越しをお願いするものでございます。

○堀委員　当初、やれるという想定の下に予算を組んでおるわけでしょう。
ですから、それに対してこういう減額と繰越しなんていうことは見苦しいし、
本当にやる気があるかないか分からんようなふうに思えちゃう。そういうふ
うに思われんように、しっかり当初の予定どおりにやれるように頑張ってく

ださいね。以上です。

○都市整備課長　　今回ですけれども、どうしても相手方がおるということはございますが、やはり予算で認めていただいた事業でございますので、できるだけ単年度で完了できるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　1点だけお聞きします。

311ページの最下段にあります江南岩倉線の道路概略検討委託で、本会議場での説明では契約が確定したので60万5,000円の減額ということなんですけど、契約が確定したということは、もうそれで終わったという意味で、なぜ繰越明許なのかというのがちょっと意味が分からないんですけれども、もう一度その辺のところを説明していただきたいと思います。

○都市整備課長　　今回の減額でございますが、委員長のほうからお話がありましたとおり、概略検討委託の契約が完了したということから金額が確定したというものでございます。それに伴いまして、不用額として60万5,000円の減額をお願いするものでございます。しかしながら、この契約をした検討委託そのものの業務の中で協議のほうが時間を要していることから、この契約した委託料そのものの繰越しをお願いするものでございます。

○委員長　　すみません、分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長　　議案第30号 令和6年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の280ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。

281ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、議案書の284ページ、285ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金、2節河川費補助金、説明欄の特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金で2,250万円の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、286ページ、287ページの上段をお願いいたします。

16款2項5目土木費県補助金、2節河川費補助金、説明欄の特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金で1,125万円の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、288ページ、289ページの中段をお願いいたします。

22款1項5目土木債、2節河川債、説明欄の雨水貯留施設整備事業債で1,010万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の308ページ、309ページの上段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。1目の河川費に5,449万2,000円の減額補正と財源更正、継続費の年割額の変更をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

ページをはねていただきまして、議案書の312ページ、313ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として2,425万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほどの議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 1点だけ私のほうからお聞きします。

309ページが一番下の継続費の変更ですけれども、令和6年度予定していた1億69万円から4,843万円に令和6年度分を減額して令和7年度に送る。この箇所は古知野西小学校の貯留槽でしょうか。ちょっと理由を説明していただきたいと思います。

○水道部下水道課長 この測量設計委託は、古知野南小学校、古知野西小学校の雨水貯留施設の設計委託でございます。継続費として、令和5年、令和6年を予定しておりましたが、令和5年、令和6年、令和7年に継続費の変更をお願いするものでございます。

理由としましては、古知野西小学校におきまして当初予定していた雨水貯留施設に流入する箇所は、古知野西小学校の西側の郷ヶ島排水路から取り込む予定でございました。その浸水シミュレーションをした結果、浸水箇所、浸水箇所というのは滝学園から西へ行ったY字路の交差点付近……。

○堀委員 郵便局の前。

○水道部下水道課長 はい。が一番浸水するんですけど、そこら辺の浸水の軽減効果があまり見込めなかったものですから、追加で検討することにしました。そのため、古知野西小学校のほうで別途追加検討が必要になったことから、令和6年度の完了が見込めなくなったので、令和7年度に繰り越すものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時03分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第30号の土木課の審査中、委員の質疑に対して答弁保留となっておりますことについて、当局から答弁を求めます。

○都市整備部長　先ほど土木課の所管の補正予算の中で答弁のほうが詰まっていたので、ただいまから貴重なお時間をいただきまして答弁のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○土木課長　歩道橋点検の説明をさせていただきます。

東野の歩道橋でございます。令和元年度に行いました委託につきましては157万3,000円でございます。

その東野の点検の内容といたしましては、高所作業車を用いまして橋梁点検士が近接目視により行うことを基本として、必要に応じて打診や打音検査等の非破壊検査などを行っております。そして、対象となるのは全体なんですけれども、上部構造、下部構造、支承部、階段部のそれぞれを点検するものでございます。これは、5年に1回の道路法施行規則に基づき行っております。

そして、江森のほうでございますが、こちらは鉄道等をまたいでおりますので、そちらが高い金額となっております約580万円の点検委託になっております。そのうちなんです、名鉄との、またいでいるということで、架線防護に対する工事費も含まれております。

それぞれの基準といたしましては、歩道橋定期点検要領、横断歩道橋定期点検要領、これに基づき積算を積み上げ、指名業者によりまして競争入札を行った結果でございます。

○委員長　委員から質疑はございますか。

○堀委員　初めのいわゆる見積りというか予算を立てたときに一応入札等されるわけですが、その金額等はやはり独自でしっかり調べて、大体の見合った、普通、一般業者からの見積り等と、それから県のほうの基本的な物価本等の見積りと比べて相当差があるわけですから、そこのところはしっかり調べて、そのまま県のほうの物価本のままやるとああいう金額になっちゃうもんだから、一般の民間の点検等の見積りも参考にされたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○土木課長　今後につきましては、今、委員の御指摘がありましたように、県の歩掛かり並びに民間の見積りも比較検討して手続を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません、1点お聞きします。

今、令和5年のときは157万3,000円だったんですけれども、今回は214万5,000円であったということで随分上がっているわけですが、これは全部、物価高騰ということで説明がつくのでしょうか。

○土木課長　そのように認識しております。

○委員長　もう一点、すみません。議案とは関係ないんですけれども、お聞きした名鉄犬山線をまたぐ江森・前野の跨線橋ですが、580万円ということで、これも5年に1回の点検が必要になるのでしょうか。

○土木課長　同様に5年に1回ということで必要になってまいります。

○委員長　ありがとうございます。

本当に県が造って、なぜこんなのが要るのかということでさんざん苦情を言ってきた件なんですけど、それが事もあろうに江南市がもらい受けてしまったということで江南市の市道になっているんですよね。本当にもう一回県に突っ返したらどうなるのでしょうか。5年に1回580万円というとんでもない話で、多分1日点検、それこそ目視でやるだけだと思うので、こんなものを、壊すに壊せないのです。

〔発言する者あり〕

○委員長　もう一回県と交渉して、何とかこの跨線橋、東野の歩道橋については無理にしても、この鉄道をまたぐ跨線橋については何とか負担軽減ができるような対策を考えられないのかと思うんですけど、どうなんでしょう。これからずっと点検をし続けたいといけない、しかも市の費用で。

〔「県に返せ」と呼ぶ者あり〕

○委員長　本当に県に返したらどうなんでしょうか。

課長、何か言えますか。

○土木課長　まさに一番最初のときに、河川の拡幅があるということで、人が通れるだけの踏切の機能を回復するために歩道橋を造ったということで、その当時は確かに必要であったのかなあと。いわゆる現場に入るにおいても、その対応をしなきゃ、地元の理解が得られなかったということは記憶にはあ

るんですけれども、今の状況をお聞きするとなんですが、今、市道として認定しているのので、この場で市道の廃止ということはできませんが、今のところは承って、貴重な御意見をいただいたということで承らせていただきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって議案第30号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第32号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市整備課長 それでは、議案書の333ページをお願いいたします。

令和7年議案第32号 令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明をさせていただきます。

334ページ、335ページに第1表 歳入歳出予算補正を、336ページ、337ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

338ページ、339ページをお願いいたします。

歳入として、3款1項1目一般会計繰入金で594万6,000円の減額、その下、4款1項1目雑入で375万2,000円の増額をお願いするものでございます。

340ページ、341ページをお願いいたします。

歳出として、2款1項1目土地区画整理事業費で219万4,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、私のほうから1点お聞きしたいと思います。

341ページの歳出のところなんですけれども、昨年9月に換地処分が行われて、その結果、分割納付の方が少なかったので、徴収清算金が375万円増額となっておりますけれども、この特定財源として一般会計繰入金が594万6,000円減額になっているという、その意味というか関係性が十分理解できないんですけれども、説明していただけますでしょうか。

○都市整備課長 一般会計繰入金が594万6,000円減額となっている理由でございますが、まず歳出のほうで219万4,000円の減額があったこと、そして歳入におきまして雑入で375万2,000円、こちらのほうは徴収清算金のほうが当初の見込みより多く徴収ができたということで、これに対しての増額分でございます。この375万2,000円の増額、そして歳出のほうの219万4,000円の減額、この分が一般会計繰入金に対して調整が可能ということで、その両方を足した数字で594万6,000円を一般会計繰入金のほうで減額をさせていただくものでございます。

○委員長 ただの減額という、差引きしただけということですね。分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明させていただきますので、議案書の353ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、353ページから354ページに業務の予定量の補正予定額、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、企業債の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、356ページから363ページにかかけまして補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、364ページ、365ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から最下段の2項5目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項1目污水管きよ費から、最下段の2項1目支払利息及び企業債取扱諸費までを掲げております。

はねていただきまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債から5項1目国庫補助金までを掲げております。

はねていただきまして、370ページ、371ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ整備費から、372ページ、373ページ中段の2目雨水施設整備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　すみません、2点ほどお聞きします。

367ページの収益的支出の上から2つ目です。浄化槽雨水貯留施設転用費補助金です。これは要するに下水道を引いていったところで、不要となった合併浄化槽を取り出して雨水貯留施設というか雨水タンクとして使用する場合の補助金ですよね。

とても補助額が大きい、1基当たり30万円補助をするという予算で、以前からこんなにたくさん申請があるのかなと思っていたら、今回は当初予算で20基分つけていたのが補正後を見ると4基しか申請がなかったよということで、その部分を減額するというところでよろしかったでしょうか。

○水道部下水道課長　国庫補助金のほうで、この予算は3条になるんですけど、3条のほうから4条の管きよ整備費のほうに補助金のほうを移しておりますので、その移した加減で減額補正をしたものでございます。

○委員長　そうすると、結局、申請が少ないという説明が当初あったんですけども、20基の当初の見積りに対して何件申請があったということなんでしょうか。

○水道部下水道課長　申請があったのは[※]7件でございます。

※ 後刻訂正発言あり

○委員長 ありがとうございます。

もう一点ですけれども、4条予算の371ページの管きよ布設事業の工事請負費の補正の中で3つ目です。舗装復旧工事が1億607万6,000円減額になっていて、これがまた先送りという説明だったわけですが、これはしょっちゅう舗装復旧工事が先送りの予算が出てきて、過去にもあったと思うんですけど、これはどこの部分の舗装復旧工事先送りで、その先送りする理由はどうでしたでしょうか、説明していただきたいと思います。

○水道部下水道課長 舗装工事を予定していた箇所につきましては、和田・般若地区でございます。減額する理由でございますが、12月の補正予算のときに前野地区の管きよ整備費に含めて舗装工事のほうも計上しておいて国庫補助を見込んでおったんですけれども、国庫補助金のほうがゼロ回答ということでしたので、それに伴いまして当初予定していた舗装工事についている補助金を管きよ整備費のほうに振り替えることをしまして、舗装工事のほうは国庫補助金が充当できなくなるものですから、次回以降に整備することといたしまして減額補正をするものでございます。

○委員長 そうすると、和田・般若地区の、これは管渠じゃなくて面整備の舗装復旧という、そういう意味だったんですね。その面整備の舗装復旧がやれていないということで、それこそ住民生活に影響はないのでしょうか。

○水道部下水道課長 今現在は仮舗装の状況でございます。仮舗装の状況でございますが、点検したところ舗装の状況は良好ということで、繰越しをさせていただくものでございます。

○委員長 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時25分 休 憩

午前11時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第5条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

用排水施設整備事業（丹羽排水地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

道路長寿命化事業

雨水貯留施設整備事業

道路改良事業

○委員長 続いて、議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第5条 地方債のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、用排水施設整備事業（丹羽排水地区）、水環境整備事業（宮田導水路地区）、道路長寿命化事業、雨水貯留施設整備事業、道路改良事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 それでは、議案第35号 令和7年度江

南市一般会計予算のうち、商工観光課の所管となります予算につきまして御説明申し上げます。

令和7年度一般会計予算書及び予算説明書を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

最下段、14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

最下段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の商工観光課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

下段、21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目11節雑入のうち、説明欄、商工観光課分、印刷物・物品売捌収入のほか2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

296ページ、297ページの中段をお願いいたします。

5款1項1目労働費でございます。説明欄の就業相談等運営事業から、299ページの下段、すいとぴあ江南施設整備等事業まででございます。

はねていただきまして、312ページ、313ページの中段をお願いいたします。

7款1項1目商工費でございます。説明欄の人件費等から、317ページの最下段から隣の319ページ上段のシティプロモーション事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　ちょっと説明も受けていたんですけども、319ページの下段のほうですね。企業誘致等推進事業というところの18番、負担金、補助及び交付金のところで企業再投資促進補助金というのが、これが5年以上市内で営業の企業が……。

○経済環境部長　商工観光課の説明ですので……。

- 片山委員 課が違うね。ごめん、ちょっとぼけていました。なしです。後ほどです。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 稲山委員 299ページのすいとぴあ江南の工事請負費の西側駐車場整備工事費の57万円、これは場所とどのような整備になるのかだけ教えてください。
- 商工観光課長兼企業誘致推進課長 こちらの工事なんですけれども、現在、すいとぴあ江南の西側で新しく学校給食センターを整備しております。新しくできた学校給食センターの北側に実は駐車場のほうも併せて整備をされておりまして、例えばすいとぴあ江南で市の主催の事業ですとかいろいろなイベントの際には、その駐車場をお貸しいただくことができるということで、通常の学校給食課の出入口とは別に、北側の駐車場に近い部分から、要はすいとぴあ江南側から入れるような形で整備をするということで、若干高低差があったり、当然車等が入る関係上、少し道路というか路盤のほうも整備をするということのちょうど入り口付近の整備工事になります。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 堀委員 すいとぴあ江南のことについて聞いていい。
ちょっと記録に残さないかんもんだから。風呂、すいとぴあ江南の入浴場、これは違うの。これはここじゃないの。
- 商工観光課長兼企業誘致推進課長 こちらは、お風呂のほうはやっているんですけれども、現在、多分130円で60歳以上の方が入れるというものは、商工観光課ではなくて地域ふくし課の事業となりますので、よろしくお願ひします。
- 堀委員 ややこしいというか、所属は商工観光で中の風呂へ入るのは福祉のほうということだね。福祉のほうの話だけだね。高齢者の方が1年間無料だったかな、安かったんかな。苦情が来まして、1年で何か終わってしまうそうであります。それをできたら継続していただきたいという要望がございましたので、申し添えておきます。以上です。
- 委員長 すみません、私のほうからも補足で質疑させていただきたいんですけれども、結局、どれだけその130円に下げることによって、すいとぴあ江南の入浴の方の人数が増えて、その方の内訳とかいうのはこちらでつかん

でおられるんですよね、商工観光課のほうで。分かれば教えていただきたい
と思います。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 すみません、今、内訳の数字がちょっ
と手元になくて。ただ、今回助成をしていただいたおかげで、かなり例年に
なく入浴の利用者の方は多いということで、運営委員会のほうでも御報告を
させていただいているところです。

○委員長 後からでも構いませんので、分かれば。

それと、すみません、入浴に来られただけで帰っていかれなくて、ついで
にお食事していかれるとか、そのいわゆる相乗効果、波及効果ももちろん認
められると思いますので、ぜひ、ここで言うことではありませんけれども、
継続していただきたいなという要望はございますので、お伝えしておきます。
ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 委員外議員の大薮議員から発言の申出がございます。会議規則第
117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようですので、許可をいたします。

○大薮議員 御許可いただき、ありがとうございます。

全体的な話を少しお伺いしたいところがあります。今年度、令和6年度の
70周年の記念事業から商工観光課の活躍というのは本当に目をみはるものが
あって、非常に素晴らしい活動をしてみえるというふうに私は理解していま
す。

予算等を見てみますと、前年度より、もっと僕は増やしていいんじゃない
かなというぐらいなんですけど、やや増えぎみになっているような感じがする
んですが、主にこの令和7年度に、前年度、その前の年と比べて、新たな取
組として、こういったことが新たにやっていきたいとか、もしくはこういった
ことを計画しているというのを、答えられる範囲で結構ですので、教えて
ください。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 確かに予算のほうは減額となっており
まして、この要因というのは、花火大会であったりですか、藤まつりもそ

うですけれども、市制70周年記念ということで特別な事業を、プラスアルファの予算を組んでおりますので、そういったところが来年度は削減というか元の通常どおりに戻るといったところとなっております。

ただ、またこの委員協議会のほうでも御説明いたしますけれども、来年度のこうなん藤まつりが第60回というところになりまして、今週末の発車式もそうですけれども、この60回にちなんだイベントのほうを実は観光協会のほうで予定をしております。ですので、観光協会の予算だけを見ますと、少し昨年と比べると、物価上昇等のところもございしますが、増えているところもありますので、そういったところもしっかりとPRをしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 大藪議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 それでは続きまして、企業誘致推進課の所管となる予算について御説明申し上げます。

同じく、令和7年度一般会計予算及び予算説明書を御覧いただきますようお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄の企業誘致推進課分、江南市新工業用地整備事業基金利子でございます。

次に、318ページ、319ページの上段をお願いいたします。

7款1項2目企業誘致推進費でございます。説明欄の人件費等から、はねていただきまして321ページの上段、新工業用地整備事業基金管理事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　　ちょっと再確認なんですけど、319ページの下のほうですね。企業再投資促進補助金と、それから中小企業再投資促進奨励金、これって上の企業再投資促進補助金のほうが、5年以上市内で営業の企業が新增設した場合でしたっけ。下が、中小企業再投資促進奨励金というのが、20年以上市内で営業している企業が新增設した場合……。

○委員長　　逆。

○片山委員　　逆なの。逆なら逆で教えていただいていたんですけど、これは何社ぐらいを見込んでこの数字を出しているのかなというのを知りたかったんですけども。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長　　先ほどの説明は実は逆になっておりまして、この企業再投資促進補助金というのが20年以上江南市内に工場等を立地する企業を対象となっております、中小企業再投資促進奨励金、こちらのほうが5年以上市内に立地する中小企業等が対象となるものであります。

先ほどの企業再投資促進補助金につきましては、今回2社が新たに対象となるものでございます。中小企業再投資促進奨励金、こちらも2社となっております。

○片山委員　　分かりました。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　すみません、私のほうから何点かお聞きします。

今と同じ予算なんですけれども、企業再投資促進補助金という、これは払えないのか、払い切れないのか何か知らないんですけど、交付要綱によって補助額が非常に大きいので2年分割払いにしてもらおうという話で、結局令和7年度は2億7,600万円ですけれども、もう一年分、また同じ額、合計5億4,000万円もこの2社に補助金として出すということで、江南市が企業立地推進の補助制度をつくってから何年になるかはちょっと覚えてないんですけど、これが出てきたのというのは初めてじゃないでしょうか。前に出たことありますか。支出したことありますか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長　　以前も支出したことはございます。た

またま昨年度、令和5年度の実績というのはいないんですけれども。

○委員長 それは過去に、こんな大きな額じゃなかったような気がするんですけれども、前は中小企業だったんでしょうか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 直近ですと、令和3年度に1件、3,500万円ほどございますし、平成29年のところにも1件対象企業がございまして、1,200万円ですかね、交付のほうをしております。

○委員長 ありがとうございます。

額からいくと、恐らく令和3年も平成29年も補助申請された企業が中小業者だと思いますので、いわゆる1億円以上の再投資に対してなので、10%補助でもその程度、数千万円で収まっているんですけれども、今回の企業2社で合計5億4,000万円という、それはいわゆる愛知県の新あいち創造産業立地補助事業とダブルで両方とも受けられるという制度ですよね。それだと、大企業だと25億円以上の固定資産の取得に対して、その1割を補助するという。私は県の補助制度、新あいちと連動するというので、その新あいちのほうは、やはり県ですのもっと大きな額を補助して、江南市はそれにちょっと付き添って行ってプラスアルファぐらいかなと思ったら、全く同じ割合で両方とも1割補助しているんですよ。これは身の丈に全然合っていない。中小企業に対してではまだいいんですけれども、大企業ですね。大企業が25億円以上の投資をしたのに対して、愛知県も江南市も同じ1割を補助するというのは、ちょっとあまりにも江南市にとって負担感が強過ぎる補助金じゃないかと思うんです。これは見直す必要があるんじゃないかと思うんですけど。

実際、この今の進捗状況ですよ。県も市も認定を出したよということなんですけど、実際今どこまで進んでいるんでしょう、この補助金の支給に対して。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 先ほど、御承知のとおり、県のほうも既に予算のほうを計上して先般発表がありました。江南市につきましても、今回予算計上させていただいて、お認めいただいた後に申請の手続に入っていくということを予定しております。

○委員長 そうすると、もう操業開始届というか、そういうものは出ているという、そういうことなんですか。

ついでに、ここって、市内で20年以上営業している市内の大企業で25億円も投資できるというのはどこなのかなと思うんですけど、差し支えなければ教えていただきたい、どういう内容なのかなというのを教えていただきたいと思います。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 企業名ということでよろしかったですかね。

○委員長 はい。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 こちらのほうは県のほうも既に公表しております、予定しておりますのは旭有機材株式会社。ちょうど和田……。

〔「イオン」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 イオンのところにあるのが1社。もう一つは、村久野にありますグンゼ株式会社であります。

○委員長 進捗は。すみません、もう着工しているということ。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 工事は着工しておりますので。

○委員長 分かりました。ありがとうございます。

すみません、旭有機材株式会社というのは扶桑町内じゃなかったですか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 ちょうどまたがってありますね。ちょうど今回建設に入るのが江南市内のところと。ちょうどまたがっています。

○委員長 そうすると、両方とも所有していた社の用地に工場を増築していくということで、新たに土地を取得して、そこにというふうではないということですね。

ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩いたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、先ほど議案第35号のうち、商工観光課の審査の際に、質疑に対して答弁が保留になっていたところがありましたので、当局から答弁の補充を

お願いいたします。

- 経済環境部長 貴重なお時間をいただき、また答弁が遅れましたことについて、誠に申し訳ございませんでした。

先ほどの予算書の299ページ、すいとぴあ江南のお風呂の利用人数について、商工観光課長より答弁させていただきます。

- 商工観光課長兼企業誘致推進課長 先ほど御質問のありました大浴場の利用につきましては、今年度、まだ4月から12月までの9か月分の実績でございますけれども、利用者のほうが2万970人となっております。うち、市内で60歳以上の方の御利用というのが7,689名となっております。令和5年度の同月の利用者数、総数で比べますと1万2,895人ということで、前年対比、同月比で8,075人の増となっております。よろしくお願いいたします。

- 委員長 ありがとうございます。これに関して、質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、続いて、農政課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 農政課長 それでは、議案第35号 令和7年度江南市一般会計予算のうち、農政課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

36、37ページの中段やや上をお願いいたします。

14款2項4目1節農業手数料でございます。

次に、54、55ページの下段をお願いいたします。

16款2項4目1節農業費補助金でございます。

次に、58、59ページの中段やや下をお願いいたします。

16款4項3目1節農業費交付金でございます。

次に、62、63ページの上段をお願いいたします。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄、農政課分、江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、66、67ページの上段をお願いいたします。

21款4項2目1節農業費受託事業収入でございます。

次に、68、69ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、説明欄、農政課分、農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、72、73ページの中段をお願いいたします。

22款1項3目1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

300、301ページをお願いいたします。

最上段の6款1項1目農業費につきましては、301ページの説明欄、人件費等から、はねていただきまして310、311ページの最下段、昭和用排水土地改良区支援事業まででございます。

次に、312、313ページをお願いいたします。

最上段の6款2項1目林業費でございます。

なお、別冊の令和7年度江南市当初予算説明資料の20ページから28ページにかけて、県営水質保全対策事業負担事業などの位置図を掲げてございますので、御参照いただきたく存じます。

また、第5条の地方債につきましては、予算書16ページに第5表 地方債を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員 305ページの農地保全支援事業の新規事業の内容について、まずは教えていただきたいと思えます。

○農政課長 こちらは農地防草シート設置費補助金ということで、市内の農地に雑草等の繁茂を防ぐことを目的として防草シートを設置されました土地所有者の方に、防草シートの購入費用の3分の1を補助するものでございます。

○稲山委員 3分の1の補助ということでありますけれど、これは今の説明だと材料のみの補助金ということではよろしかったですか。

○農政課長 そのとおりです。補助金の対象としましては、あくまでも防草シートの購入費用の3分の1ということで積算をしております。

○稲山委員 種類にもよるとは思うんだけど、その防草シートの。29万

2,000円、これは材料費としてどのぐらいの平米数を見ておるんだろうかな、これ。

○農政課長　　今言われましたとおり、防草シートは高いのから安いのもあると思いますけど、最低でも耐用年数が5年以上のものを市内の販売所で確認しましたところ、10平方メートル当たり約2,200円でありました。これの3分の1の730円を補助金としまして、過去にありました、過去3年間の苦情のあった農地の平均面積が約400平方メートルでしたので、この400平方メートルが、最初の補助金ですのでちょっとどれぐらい件数があるか分からないということで、まずは10件、この400平方メートル、10件ということで29万2,000円という予算にしております。

○稲山委員　　本当に草生えになってしまっておる農地に対してのこういった補助金でありますので、非常にいいことかなあとは思いますけれど、できるだけ全般的に、本来は耕して使ってもらうのが本筋だと思いますけれど、いろいろな事情のある中での苦肉の策だと思いますので、その辺しっかりとやっていただきますようによろしくお願いします。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　　防草シートについて、続きなんですけど、要望なんですけど、防草シートを買くと、あとは、くいというか差すやつも多分使われると思うので、来年以降はそれもちょうと考慮に入れていただけたほうがいいかなと思いますけどどうでしょうか。

○農政課長　　ちょっと今後の検討課題として、承っておきます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　すみません、私のほうから1点、2点お聞きしたいと思います。

309ページの中ほどにあります県営特定農業用管水路特別対策事業負担金ということで、畑かんの更新工事の費用の江南市負担分だと思うんですけども、実施設計と用水路工ということなんですけれども、説明資料に場所が書いてある、例えば説明資料の26ページの場所は実施設計でありまして、あと用水路工という27ページの地図ですけれども、これも布袋北小学校の南のところなんですけど、この120メートルの管は畑かんで用水路になっている

ということで、その工事ということなんでしょうか。

○農政課長　　ちょっと表記の仕方が用水路工というふうにしておりますけれども、ここも畑かんが通っております、あくまでも管路でございます。ここは以前からちょっと管がやっぱり老朽化しております、何年か前からもう漏水が止まらないところというふうになっておりますので、県のほうと相談しまして、まずは先行してここだけ、まだ来年全体設計も並行しながら、ここを至急直していただくようにということで来年度計上しております。

○委員長　　なるほど。ほかは実施設計ですけれども、ここだけは優先的に工事で直すと、そういう意味で、用水路工と書いてあるけど実際は埋まっている管路と、そういう意味ですか。

○農政課長　　そのとおりでございます。

○委員長　　ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　すみません。もう一点、私のほうから、309ページの中ほどにあります宮田導水路上部整備事業の令和7年度の部分について関わってお聞きしたいんですけれども、延々ともう14年近くやっていただいて、まだ完成しないなあという事業なんですけれども、令和7年度分のこの252メートルの整備を県がやるわけですけれども、やっていただいて、まだ残っている区間というのはございますか。全体で、全経路で延長4.何キロだと思ったんですけど、そのうちの何%終わるということになるんでしょうか。

○農政課長　　当初は今年度完了予定でしたけれども、ちょっと県の事業の関係で、今回路盤工までは終わっておりますが、上部の舗装まで終わっていない部分が来年度のこの延長部分でございます。ですので、工事自体は来年度完了予定と県からは聞いております。

○委員長　　ありがとうございます。

路盤工までは終わっているけど、あと上部工だけ残っていると、ちょっと意味が分からないので、もう一回、路盤工だけ終わっているという意味がよく分からなかったんですけど。

○農政課長　　遊歩道の一部が舗装までかけずに碎石の状態で今終わってい

るという状態の部分が一部ありますので、そこを来年度の予算で舗装まで終えるということでございます。

○委員長 ありがとうございます。

それに関わって、309ページの最下段に、親水・景観保全事業ということで880万7,000円の宮田導水路上部の維持管理経費が市の仕事ということになっていて、これから毎年、今までもそうだったんですけれども、市の負担で市の仕事として農政課の管理の下でこれをずうっとやっていくわけですけれども、なかなか宮田導水路上部を散策されて楽しんでいる方もあまり見当たらず、夏場は特に雑草が生い茂って管理が行き届きというか、不全だということでも議会でも指摘もあって、もっとちゃんと管理してほしいという要望は絶えないわけですけれども、何とかこの880万円、毎年900万円ぐらい要るわけですけれども、これを例えば市民の方に、アダプト制度とかいうのもあるみたいですが、何とかここを利用する人を呼び込んで利用していただいて、かつ経費を下げっていく方策というのは取れないものなんでしょうか。

○農政課長 宮田導水路の工事をしているときに、当時やはりそういった今言われたアダプトのような感じで地元の管理をお願いしに回ったんですけども、やはり地元の方も高齢化が進んでいるということでちょっとお断りされたという経緯があると聞いております。今委員長言われるとおり、何らかの方法でよくしていかなくちゃいけないとは思っておりますが、今それをちょっと手探りで探っている状況でございます。

○委員長 せっかく造ってしまったものですので、有効に活用して、何とか知恵を絞って有効活用と経費削減というので頑張っていたいただきたいと思えます。以上です。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、次に環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長 それでは、環境課所管の令和7年度一般会計予算につきまして

御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

28、29ページの下段、14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、36、37ページの中段やや上、14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、46、47ページの中段、15款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、54、55ページの最上段、16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分と、その下、2節清掃費補助金でございます。

次に、58、59ページの最上段、16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金、同じページの中段、16款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、62、63ページの最上段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の環境課分、同じページの最下段、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金の環境課分でございます。

次に、66、67ページの下段、21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売却代金と、次の68、69ページの上段、11節雑入の環境課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

272、273ページの下段、4款1項2目環境保全費で、276、277ページまででございます。

次に、278、279ページの4款2項1目清掃費で、294ページ、295ページまででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　287ページのふれあい収集事業なんですけど、309万7,000円が計上されていますけど、これ聞いたところ54世帯という形で前年度よりも12世帯が増加したということで間違いないですね。

意外と、私どもの地元の人でも知らない人が非常に多いなというイメージ

があるんですけれども、この12世帯増加したという、その認知させるというか、皆さんに連絡方法ってどういった連絡方法で毎年やっていますか。

○環境課長　こちらはふくし支援課と、あと介護保険課のほうで発行するそれぞれの冊子があると思うんですけれども、そちらのほうでこういった事業がありますよということの記載をしております。あとは、特に広報等で改めて周知ということにはしていないんですけれども、必要に応じて廃棄物の協議会だとかで口コミをお願いをしているといった状況でございます。

○片山委員　じゃあ12世帯増加ということは、減った世帯もひよっとしたら出てくるのかなと思うんですけれど、例えば申し訳ない、お亡くなりになったとか、そういった世帯はありますか。

○環境課長　実質、減少している世帯もあるんですけれども、ちょっと差引き増減で、個別に把握はしておりませんので、全体として増加傾向にあるというふうでお願いしたいと思いますが。

○片山委員　了解です。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○稲山委員　質疑ではないんですけれど、ちょっと確認だけさせてほしいんですけれど、283ページの指定ごみ袋管理事業なんだけど、うわさ的な話ですのであれなんですけれど、4月から何か可燃ごみの指定袋、江南市の、値上がりするんじゃないかというような話をちらっと聞いたんですけれど、確認するだけですので、先ほど言いましたように質疑ではない。これはこの予算も見るところ、そんなような雰囲気ではないような感じがするんですけれど、1点それだけちょっと確認としてお答えしてほしいと思います。

○環境課長　値上げをするのではないかとということがあるようなんですけれども、実際には値上げの予定はございませんので、もし仮に値上げをするということであれば、必要な期間をやっぱり設けて周知は進めていく必要があるかなと思っておりますので、その事実はないということで御承知おきをお願いします。

○稲山委員　はい、分かりました。

○委員長　ほかにありませんか。

○岡地委員　まず283ページの下段の委託料で、蛍光管破碎機点検委託料と

いうのがあるんですが、これはどういう業務になっているんでしょうか。

○環境課長 この蛍光管破砕機というのは、事業センターに設置をしております、家庭から収集した蛍光管を事業センターに持って行って、事業センターで業務委託で破砕をしているというものになります。その機器の点検をする必要があるということで計上しておるものでございます。

○岡地委員 その業務なんですけれども、蛍光管を破砕するに当たって水銀等の含有もあると思いますが、その辺の安全対策というのはしっかりされているということでよろしいですか。

○環境課長 作業される方については、当然マスクをしてやっていただいているんですけれども、それと併せて水銀を吸着する装置も併設しておりますので、そちらで対応しているということになります。

○岡地委員 ありがとうございます。

もう1個、すみません。今度は287ページのこれも下段にあります地域環境美化事業の中の犬猫等死骸収集運搬事業におきまして、これ委託料が運搬の委託と、それから収集の委託という形で別の契約になっているようなんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

○環境課長 こちらはまず収集のほうは額が大きくなっているんですけれども、こちらは通報があつて現場へ向かっていただく、現場から事業センターまで運んでいただく委託料になります。運搬委託料のほうは、事業センターで一時保管したものを尾張北部聖苑のほうへ運搬していただく形になるんですけれども、これは週1回お願いをしておりますので、その運搬委託料ということになります。

○岡地委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 すみません。私のほうから2点ほどお尋ねします。

293ページに浄化槽設置整備事業というのがありまして、令和5年から補助の上乗せ、あるいは宅内配管工事分の補助を開始しまして、多分申請基数も増えていると思うんですけれども、この令和7年度の予算の取り方は令和6年度と全く同じ額を取ってもらっていると思うんですけれど、令和6年度の

これまでの実績で、これぐらいはまた令和7年度も見込めるということなんですか。

○環境課長 令和6年度の実績を申し上げますと、11月頃に予算に達しておりますので、実質的には事業者との連携でうまく転換が進んでいるというふうに実感をしておりまして、あと中期目標ということで、ある程度この先10年ぐらいの転換の計画を概略で立てまして、一応この82基というのを1年度の最大数値において転換を進めていくということになっておりますので、今年度と同様の基数に設定をさせていただいたということでございます。

○委員長 ありがとうございます。そうしますと、上乗せ補助や配管工事の補助も10年間はそのままの補助額でというか、つけていっていただけると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○環境課長 財政当局との調整もありまして、ずうっと同じ上乗せでいくというのはなかなかちょっと難しいところもあるかというところで、額の見直しというのはどこかで発生してくるものと考えております。

○委員長 ありがとうございます。

もう一点、281ページにあります資源ごみ回収に対する補助金の件です。議員の中からも、この問題ではしつこいばかりに環境課にいろいろな質問やら要望やら出してもらっているんですけども、やはりちょっと問題はというか、いいのかなというのが資源ごみ収集容器設置・管理協力金という1か所、年間1万2,000円出していただく令和6年度から開始したこの協力金の在り方なんですけれども、本会議場でも一般質問や質疑でもありましたけれども、結局、市内でこの設置、世帯あるいは区の中で非常にばらつきがあって、1か所で800世帯から集めている場所もあれば、1か所で七、八件しか集めていないところも特に布袋地区を中心にたくさんあって、ばらつきが非常に多い中で1か所1万2,000円出すというふうに環境課の独断で決めたわけではないと思うんですけど、協議会の中で諮った上で決めて1年間やっておられるわけなんですけれども、やはり何のためにこれを出すかというのが私はちょっと立ち位置が見えないなと思うんです。

どういう方向に誘導したいので1か所1万2,000円という協力金を出そうとしているのかな。市として、1か所で7世帯、8世帯しかないところとい

うのは市民にとってはむしろ便利で、ちょっとそこまで出しに行けばいいですけども、収集する側にとってみれば、その7世帯、8世帯分のためにありとあらゆる不燃ごみ、破碎ごみやいろいろな収集容器を全部1セットあちらこちらに置かなければいけないし、置くときもそうですけど回収するときも全部それぞれのところに寄って分別して回収しなければいけないので、800世帯まとめてどっと回収できるほうがずっと安上がりだし効率はいいわけですので、市の考えとしては、できれば細かく7世帯、8世帯で1か所持しているところをもう少し負担のないようにまとめていただいて、せめて30世帯で1か所とか、50世帯で1か所ぐらいにまとまってもらえばもうちょっと収集運搬経費も下げられるし、市内全体としてバランスが取れるんじゃないか。多過ぎるところは、もうちょっと分けていただければ全体として平均1か所200世帯、300世帯ぐらいで収まってバランスが取れていくんじゃないかなと思うんですけど、市として今の状態で、このままの状態がいいと、そういう認識なんですか。

○環境課長　今の現状のやり方というのが、これまでの経緯を踏まえてやっておりますので、ちょっとなかなか説明が難しいんですけども、まず今現状としては、地域の実情に応じた形で地域と市が協働してやっているというところでばらつきが出てしまっている。

市のほうの考え方としては、今委員長がおっしゃっていただいたように、ある程度まとめて効率よくやりたいという思いはあります。ただ、それはどこまでいっても机上論になりかねないので、現状の体制を生かしながら、どこに不満があるかというのを意見を集約したところ、まず立ち当番の負担が大きいというところがあって、それをどういうふうに解消していくかとなったときに、まずはどなたかにやっていただく方を選任していただくという方向性も含めて資源ごみの容器設置・管理の協力金というものを制度としてお支払いするという形にしたものです。

地区によって、1か所を構成する世帯数が違うということに関しては、少ないから楽ということでもなくて、意外と自分の庭先を持ち回りでやってみえるという地域もあつたりして、それが負担になっているという声もあつたり、あとはその場所を有料でお借りしているというようなこともあつたり、

地域によって本当に様々な状況があって、それに一つでも対応できる形ということで、名称としては容器設置・管理協力金ですけれども、いろんな用途に活用していただけないかということで組み立てたということと、それから世帯数割ということに関しては、別途分別協力金というのがありますということと、繰り返し御説明しているんですけど、その中に均等割というものもありまして、これは8世帯の構成であろうと600世帯の構成であろうと6,000円という均等割というのが組み込まれているんですけども、その間に入るような形でステーション1か所につきという積算根拠を立てたということで、600世帯の地域において、例えば5か所、6か所にさせていただくのは、それはありだというふうに思っていますし、地域の中でそういう話が出てくればそれに応じた設置・管理協力金というのがお支払いできると考えております。

○委員長 ありがとうございます。

恐らくその1か所1万2,000円だよということがだんだんと知れ渡って浸透していけば、たくさん何百世帯を1か所で集めているところは分けたほうがいいねということで徐々にですけど分割が進んでいくのかなと思いますけれども、じゃあこれ1か所1万2,000円を出し続けることによって、1か所で数世帯分しか集めていないところがまとまっていくかということ、これは全くまとまっていかないわけで、今のままでいいんだと、認められているんだということになって、もうちょっとまとめて効率よくしていただきたいねと、そういう方向に動機づけする補助金には残念ながらなっていきませんので、やっぱり市としてどういう考えでこれを出すんだという、どういうふうに誘導していきたいんだということをもうちょっと明確になる、そういう補助金の出し方を、やり始めたばかりで1年ですぐに方向転換というのは難しいと思いますけれども、例えば何世帯以上にまとめてほしいというふうに誘導したいなら、それなりの補助金の組立てとというか、そういうふうにぜひ変えていただくように検討を、すぐには難しいですけどお願いしたいと思います。以上です。

ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これでもって次に行きます。

続いて、都市整備部都市計画課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市計画課長 令和7年度江南市一般会計予算のうち、都市計画課所管の当初予算につきまして、該当箇所を御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが予算書の28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目2節児童福祉使用料のうち、右側説明欄、都市計画課分でございます。

はねていただきまして、30ページ、31ページ中段をお願いいたします。

14款1項5目3節都市計画使用料のうち、右側説明欄、都市計画課分でございます。

少しはねていただきまして、36ページ、37ページ下段をお願いいたします。

14款2項5目2節都市計画手数料のうち、右側説明欄、都市計画課分でございます。

少しはねていただきまして、42ページ、43ページ中段をお願いいたします。

15款2項4目3節都市計画費補助金は、地籍整備推進調査費補助金でございます。

少しはねていただきまして、58ページ、59ページ下段をお願いいたします。

16款4項4目1節都市計画費交付金は、右側説明欄、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金でございます。

少しはねていただきまして、68ページ、69ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、右側説明欄、都市計画課分でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが244ページ、245ページ下段をお願いいたします。

3款2項4目児童遊園費は、246ページ、247ページ上段まででございます。

少しはねていただきまして、340ページ、341ページの上段をお願いいたします。

8款4項1目都市計画費は、344ページ、345ページの中段まででございます。

ページをはねていただきまして、352ページ、353ページの中段をお願いい

たします。

上段の8款4項3目公園緑地費は、356ページ、357ページまででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません。じゃあ私のほうから何点かお聞きしたいと思います。

345ページの上段にあります公共交通維持確保事業の負担金というか、地域公共交通計画策定等事業の負担金902万7,000円と、そのすぐ上にも地域公共交通会議負担金52万7,000円という2つ負担金がこのところに出ているんですけども、地域公共交通会議負担金52万7,000円というのは、これも法定協議会の例えば委員の報酬であるとか、そういうふうにするための負担金ということでしょうか。

○都市計画課長 こちらの345ページの上段の52万7,000円につきましては、地域公共交通会議の委員への謝礼と、地域公共交通会議検討部会の委員への謝礼ということでございます。

下段の地域公共交通計画策定等事業に関しましては、新たに地域公共交通計画を策定する委託料でございまして、令和7年度につきましては利用実態調査の実施分析、市民アンケート、交通事業者への意見収集などの委託費用でございましてよろしくをお願いいたします。

○委員長 その地域公共交通の確保維持事業で実態調査とかをする部分についての国の補助金が出て、全体事業費の2分の1を上限として補助金が法定協議会のほうに出ると思うんですけども、その国からの補助金と、この902万7,000円あるいは52万7,000円を合わせた額が法定協議会としての令和7年の予算と、そういうふうになるわけですね。

○都市計画課長 そのとおりでございます。こちらのほうはあくまで市からの負担金ということございまして、今補助のほうを獲得しようとしているところが地域公共交通確保維持改善事業費補助金ということで、上限500

万円を限度に2分の1の補助率で申請をお願いする手はずで考えております。

○委員長　　そうすると2分の1の補助、上限500万円ということで、幾ら出るか分からないと思うんですけど、幾ら国の補助金を獲得できる見込みなんでしょうか、今のところ。

○都市計画課長　　こちらのほう、非常にシビアな話になってくるんですが、来年度なんですけれども、全国的にこの地域公共交通計画を各市町が一斉に策定していくという見込みということを少し聞いておまして、内示率が非情に悪くなるのではないかというのが今ちょっと推測で上がっているところでございます。

そういった中で、江南市のほうもこのままではちょっとあまりよろしくないかなということで、別の補助メニューでもちょっと申請をダブルで考えていきたいなというふうに今考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　　そうすると、法定協議会ってやったことがないんですけども、要するにそこは独立した協議会で、そこ自体で予算を持って、監査もそれだけ監査する監査委員を選定していくということだと思ひんですけど、結局事務局は市の都市計画課がやっていくと、そういうことなんでしょうか。

○都市計画課長　　事務局は都市計画課のほうで持たせていただいて、あくまで財務規程とかそういったものも独自に規定を設けさせていただいて運営していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長　　ありがとうございます。

あと2年目の検討部会が法定協議会の下部組織に位置づけが変わるということなんですけれども、令和7年度中に何とか新しい北部地域の公共交通、新しい在り方というか、どういったものを新たに導入していくかということに何とか結論を出して実証運行を始めていくようにしていただかないといけないわけなんですけど、現在止まっている検討部会はどのようなきっかけで再開できるのでしょうか。

○都市計画課長　　今年度、こちらの検討部会のほう4回予定しておりましたが、委員長の言われるように10月の段階で委員からの御指摘のところ、各地元のほうに少し話を下ろして、そういった意見集約をしたほうが良いとい

うような御意見をいただいたところをございまして、そちらのほうをどのような形で集約したほうがいいのかということで、今年度の後半戦のほうではほかの自治体の意見集約の方法を聞き取り調査等行ったところをございます。

しかし、なかなかやはり各市町の中でも独自性がいろいろございますので、来年度は早々に地域のまずは区長のほうに話を設けさせていただきたいなというふうに考えているところをございます。その中から、何回か雑談会のようなところから手始めに、数回に分けて話を設けていければいいのかなというふうに今考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ありがとうございます。

すごい大変で、出向いていかれる職員も人手が足りないと思ひるので、何とか頑張つて人を増やしてもらつて、実証運行まで行けるようにお願ひしたいと思ひます。

もう一点、公園の関係で、353ページの公園緑地費の中にごみ処理施設の地域振興事業に関わる公園整備が2か所と、児童公園のほうもそうだと思うんですけど、ちょっと児童公園のほうは置いておいて、こちらの草井広場の整備と中般若公園の整備費用が、全部財源は尾張北部環境組合、ごみ処理のほうからの負担金ですけども、それぞれどういう内容の公園整備になるんでしょうか。

○都市計画課長 まず初めに、都市公園等整備事業の草井広場整備工事費につきましては、当初予算説明資料の中の43ページに位置図を掲げさせていただいております。

もともとの市営住宅跡地かと思ひますが、現状としては広場が広がったところをございまして、こちらのほうに本年度にまず建築工事といたしましてあずまやの設置を考えておりまして、あとは公園のほうで遊具、広場等の整備で考えているところをございます。おおよそ広場面積としましては1,650平方メートルという形になりますので、こちらのほうの街区公園クラスの公園整備を考えているところをございます。

また、中般若霊苑前の公園に関しましては、位置図のほうはちょっとございませんが、公民館の現状もう少し北側になります、こちらのほうを用地買収させていただきまして公園整備を考えているところをございます。こち

らのほうもおおよそ街区公園クラスですね。こちらのほうも1,214.9平方メートルということでございますので街区公園クラスの公園整備を、こちらのほうは令和8年度に実施設計、令和9年度に実際整備ということでございまして、令和7年度に関しましては用地買収の整備費と、あと登記と測量委託のほうの整備費ということで計上させていただいているものでございますのでよろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

中般若公園のほうは民有地を買い取って整備するわけで、その買い取った後は市の市有地、江南市の市有地になるわけなんでしょうか。

草井広場のほうは元市営住宅の跡地と言われて、これは草井区の土地じゃなくて市の土地の上に公園を造るんですか。

○都市計画課長 草井広場のほうに関しましては、市の所有の土地の上に公園整備を行っていくものでございます。

中般若公園に関しましても、今は現状個人の所有の土地でございますが、こちらのほうの事業費を投入して市で購入し、市のほうで管理を行っていくところでございますのでよろしく申し上げます。

○委員長 そうすると、できた暁には公園の維持管理経費というのはどこの負担でやる、市の負担で管理する公園になるわけでしょうか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市整備課長 それでは、都市整備課所管の一般会計予算につきまして御説明させていただきます。

初めに、予算書の16ページをお願いいたします。

第5表 地方債として、中段に道路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

30、31ページをお願いいたします。

30、31ページの中段、14款1項5目3節都市計画使用料、右側説明欄の下段、都市整備課分で、33ページの上段まででございます。

はねていただきまして、36、37ページ下段、14款2項5目2節都市計画手数料、右側説明欄の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、46、47ページ下段、15款4項4目2節都市計画費交付金でございます。

はねていただきまして、60、61ページ上段、17款1項1目1節土地建物貸付収入、右側説明欄の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、64、65ページ上段、19款2項1目1節特別会計繰入金でございます。

はねていただきまして、68、69ページ上段、21款5項2目11節雑入、右側説明欄の中段、都市整備課分でございます。

はねていただきまして、72、73ページ下段、22款1項4目3節都市計画債でございます。

続きまして、歳出でございます。

344、345ページをお願いいたします。

344、345ページの下段、8款4項2目都市整備費は、説明欄、人件費等から352、353ページ上段、街路予定地等管理事業まででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、当初予算説明資料の40ページから42ページに事業の位置図を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　345ページの下段ですね。江南駅周辺交通環境改善計画策定事業495万円の件なんですけれども、これ説明を受けたんですけどちょっと分かりづらくて、前の委託料の内容が計画策定事前調整支援委託料から今回、交通環境検討委託料に変わっているじゃないですか。この大きな内容の違いというのは、目的と内容は全く一緒なんだろうけれども、もう少し、ちょ

っと聞いてもよく分からず、交通渋滞を解消するためのいろんな調査検討をしていくということではなかったですかね。

○都市整備課長　　まず初めに、江南駅周辺の交通環境改善計画、こちらの策定のほうでございしますが、こちらは江南駅前広場を中心に将来的な駅前広場の整備も含めた交通処理などを含めた検討を、計画を策定するものでございしますが、今回計上させていただいております交通環境検討委託、こちらのほうにつきましては、まず駅前広場の現状の面積の中で交通処理、通過交通等、駅の利用交通であったりだとか歩行者であったり車との動線の分離など、こういったものの検討を先に進めさせていただいて、その検討結果を踏まえた上で交通環境改善計画のほうに反映させていきたいというふうに考えておりますので、まずはこの現状での検討というものを先行して進めさせていただくために、令和7年度に予算計上をさせていただいております。

○片山委員　　じゃあ駅前広場を中心にと内容ということですね。

地元の方たちの意見交換会というのもちらっと聞いたんですけど、こういったのも一応取り入れていくんですか。

○都市整備課長　　令和6年の6月には古知野地区の方、役員、あるいは古知野区のまちづくり委員会の役員を中心に説明会等もさせていただいております。そういった説明会の中での御意見としましても、駅前広場の拡張前にまず現在のレイアウトでいろいろ検討してはどうだとか、やはり横断歩道での交通整理、こういったものを考えてはどうだという御意見もいただいております。そうしたことも踏まえまして、まずは現状の駅前広場における交通整理、動線の分離であったりとか通過交通等の分離、そういったものについての検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○片山委員　　分かりました。結構です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　すみません、私のほうからちょっとお伺いします。

まず351ページの下のほうにあります都市計画道路整備事業の木曾川古知野線の改良工事ですけれども、私ちょっとこちらのほうはほとんど出かけることがないところなんですけど、都市計画図を見るといわゆる都市計画道路

で未整備区間が一宮市境まで広がっていて、現道はあるけれども未整備区間ということですよ、これは。

○都市整備課長 そのとおりでございます。現道として、用地のほうは確保させていただいておりますが、現状がまだ歩道等が未設置、道路としての整備がなされていないところを今回約200メートルにわたって整備をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 歩道をつけるということなんですね。

それでその後、一宮市境までは現道があって、歩道をつけてちゃんとした道にしていくんですけど、その先ってないですよ、現道が。

○都市整備課長 今おっしゃってみるとおり、一宮市境より一宮市側に関しましてはまだ現道はございませんが、一宮市におきましてもこの木曾川古知野線につきましては予算計上し、整備を予定しているというふうには伺っております。

○委員長 それは江南市と連動して同時期にやっていただける、あるいはちょっと遅れるぐらいで。江南市がせっかく一宮市境までやっても、その先がないというのでは、本当に今これやる必要があるのかなということになってしまうので、一宮市はいつやれるんでしょうか。

○都市整備課長 まだ確定したわけでは、予算計上予定だというふうには聞いておりますが、令和7年度に整備のほうも検討させていただいておるといふふうに聞いております。

○委員長 ありがとうございます。

○都市整備部長 こちらの位置図のほうは42ページに掲げさせていただいております。色が塗ってある部分が今回整備のほうを進めていく箇所であります。その東側につきましては、もう既に過去から一定の整備は終わっております。ここ2年ぐらい、一宮市側のほうと調整を進めてまいりまして、一宮市のほうがある程度用地取得して今設計に入っているということで、令和7年度にこちらの整備を進めるということで、ある程度調整が整ったということで令和7年度予算として上げさせていただいたものでございます。

今後の予定につきましては、両者調整しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 分かりました。ちょっと今必要ないんじゃないのと言おうと思っ
たんですけど、それならまだいい。

〔発言する者あり〕

○委員長 いいですか。質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません。もう一点ですけど、その1つ上の江南通線の物件調
査委託料が上がっていて、いわゆるお寺が両側にあるところのちょっと北の
辺の片側の物件調査ということなんですけれども、いよいよこれを皮切り
に
というか、前、面的に調査をしてもらっていたんですけど、いよいよこれで
江南通線の拡幅整備を徐々に進めていくスタートと、そういうことなんでし
ょうか。

○都市整備課長 令和7年度に物件調査を予定させていただき、令和8年度
以降に随時物件補償のほう、用地取得のほうを進めさせていただきたいとい
うふうに考えております。

○委員長 先を行くとビルもあるし、お寺があるし、大変な費用がかかる江
南通線の整備になっていくわけですけど、見通しとしてはどれぐらいの期間
をかけて、どれぐらいの事業費をかけてやっていこうということになるんで
しょうか。

○都市整備課長 まず初めに、41ページの位置図のほうを見ていただきます
と、今回の物件調査委託の箇所が塗られておりますが、今回整備を考えてお
りますのはちょうどこの色を塗っているところから北側の交差点までを今の
ところは想定をさせていただいております。

そして、先ほど言いましたように用地取得のほうを令和8年度から、今の
予定といたしましては令和12年度までに用地取得のほうを進めさせていただ
き、その後道路改良工事のほうに着手してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○委員長 分かりました。まだまだずっとずっと先ということですね。分か
りました。

もう一点ですけども、かねがね高過ぎるだろうと申し上げていた347ペ
ージの布袋東部第280号線の最後の歯医者者の移転のところなんですけれども、

今回出てきまして、道路改良補償費だけで1億3,165万円で道路改良用地費が1,456万3,000円ということで、歯医者1軒どかすだけにこんなにお金かけるのかというわけなんですけれども、あまりにも高過ぎると思います。

2筆分の用地、道路改良補償として2件分、2筆分と書いてあるんですけど、どういう2筆なんでしょう、これ。

○都市整備課長 この2筆でございますけど、まず今回物件移転補償を想定しております歯科医院、こちらの敷地とその南側にもう1筆、別の方の土地がございますので、その方の土地も合わせまして2筆ということをご想定しております。

○委員長 移転補償費は主に歯医者の移転補償費だと思うんですけど、これ歯医者の敷地を削って、歯医者にどいてもらって第280号線を造っていくわけですけど、その後、歯業者はどうなるんでしょうか。

○都市整備課長 今の予定でございますけれども、こちらの歯医者につきましては、残地のほうへ移転していただく予定でございます。

○委員長 なるほど。はい、分かりました。引き続き営業されるということなんですね。分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○土木課長 土木課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の16ページをお願いいたします。

第5表 地方債でございます。

起債の目的の中段に、道路長寿命化事業を掲げております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の30ページ、31ページの上段をお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料と、その下、2節河川使用料でございます。

少しページはねていただきまして、42ページ、43ページの中段をお願いい

たします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金でございます。

少しページをはねていただきまして、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入、11節雑入の土木課分でございます。

ページをはねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

22款市債、1項市債、4目土木債、1節道路橋りょう債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の320ページ、321ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。

ページをはねていただきまして、324ページ、325ページ上段までに掲げております。

少しページをはねていただきまして、328ページ、329ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

332ページ、333ページまでに掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

また、令和7年度江南市当初予算説明資料の29ページから33ページにかけて位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、私のほうから2点ほどお尋ねしたいと思います。

331ページに新ごみ処理施設の地域振興事業として行う道路改良工事、あるいはその設計委託料が3つも計上されております。そのうちの2つ、市道北部第86号線、草井地区の道路改良工事と、その下にあります市道草井線の設計委託料について伺いたいと思います。

内容ですね。特にこれ連続していて、北部第86号線と市道草井線というのは連続、つながっている整備費、地図を見ますとなんですけれども、これ本会議場で堀委員の一般質問のときに、市長が何かこの市道草井線の整備のときに新ごみ処理施設からの雨水排水対策として側溝、雨水排水の経路をこれで変えるんだというような趣旨の答弁をされていたと思ったんですけど、ちょっとこの2つの整備の内容を詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○土木課長　　まず市道北部第86号線、こちらにつきましては図面で申し上げますと30ページにございまして、側溝工事を行いまして、現状の排水系統を変更するために行うものでございます。

この北側から、現状ですと南側に排水を流して西側の市道草井線のほうに流れていく排水系統を、北側のみで市道草井線の北側の排水につなげるというのが第86号線の主な工事内容となっております。

市道草井線につきましては、北側の歩道の整備と車道の舗装の改修が主な工事内容でございます。

○委員長　　確認なんですけど、要するに新ごみ処理施設の関連の側溝の位置変更というのが第86号線で、南側の側溝から道路北側の側溝に変えると、そういうことだけなんです、要するに。

○土木課長　　第86号線の工事の趣旨はそのように北側の側溝の工事を、整備することによって、排水系統を南側に流れていたものを、北を通って西側に流していくという排水系統を変える側溝工事を行うものです。

○委員長　　そうすると、南側の側溝から北側のちゃんと造る側溝に流すと、どこがよくなるんでしょうか。もうちょっと流れていく先が大丈夫になると、そういう意味なんですか。もっと広い幅の側溝に変えるので流れやすくなるのか、そういう意味なんですか。

○土木課長　　そうです。いわゆる北側のこの図面で申しますと、この辺りを受け持っている側溝の面積が、ちょうどこの第86号線の東側の始点から南のほうに流れて市道草井線の南側の排水系統で流れていく雨水の量がありましたのを、ここの区域に降る雨水に対して既設の北側の市道草井線の側溝に流していくということで、北側の側溝と南側の側溝の負担を少しでも軽減しよ

うという。

○委員長 なるほど、一応分かりました。

もう一点、市道草井線の全然整備されていない、わあっと広がって、ないところ、今北側に側溝を整備するという、多分舗装して側溝を造ると思うんですけれども、いわゆるもう本当に愛岐大橋の取付けのところまでぐっと上がっていつている部分が本当に狭い道なんですけど、そこの改修をしようとするわけなんですけど、どうされるんですか。その狭い、もうすぐ出たところは愛岐大橋というところなんですけど、どういう改修工事なんでしょうか。

○土木課長 市道草井線として、ここまで位置づけられておまして、その改修とかじゃなくて、既存の舗装をやり直すということで色をつけさせていたっているというものです。

○委員長 そういうことですか、分かりました。ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

○堀委員 この件ちょっと確認だけ。現在これ黒い線が、これは市で造るわけだね。江南市の側溝だね。

○都市整備部長 図面は30ページのほうでよろしいですか。

○堀委員 はい。ごみ処理施設で造る、組合で造る側溝はこの取付けまで、一番東の。

○土木課長 組合が予定しておりますのは、この宮田導水路の南側を。

○堀委員 どこまでやるの。

○土木課長 ちょうどこの30ページの色がついていますこの一番東のところの南側。

○堀委員 までしかやらないの。

○土木課長 までしかやらなくて、既存の500掛ける500の側溝につなげていくという。

○堀委員 ここの今黒塗りのところは、ないに等しいんですわ、現在の側溝は。細かいあの小さい側溝で、この上の住宅街のみの側溝でしょう、これは。ここへ今のごみ処理施設の雨水貯留地に余った、あふれ出たのをここへ流す、つなぐわけでしょう。

○土木課長 新ごみ処理施設が新たに造る側溝は、南側の既存の排水につな

げるといふ。

- 堀委員 再三、私申し上げておるように、こんなことはごみ処理施設の組合のほうで造ってまわらないかんの。こんなものは。
- 土木課長 この第86号線の工事は、この予算書にも書いてありますように地域振興事業ということで、組合からの。
- 堀委員 組合で造っていただけるわけ。
- 土木課長 はい。組合の負担でお金を持ってもらって、土木課が受けて整備を行うという。
- 堀委員 どういう設計をして、側溝自体の設計ね。今何センチと言った。50センチ、50センチ。
- 土木課長 南側は50センチ掛ける50センチの側溝になります。
- 堀委員 この計画は、現在の黒線のところは。
- 土木課長 すみません。委員御指摘のように北側は今現在は小さいですの
で、普通に整備する250から300の側溝で西側に水を持っていくという。
- 堀委員 持っていくんでしょう。その側溝にごみ処理施設であふれた水を流すわけでしょう。つなぐわけでしょう。
- 土木課長 第86号線は宮田導水路の北側で行う。新ごみ処理施設のほうは既設の南側の側溝に接続しに来るといふ。
- 堀委員 南側に側溝なんてないよ、あそこ。
- 委員長 堀委員、ちょっとお待ちを。
- 都市整備部長 ちょっと補足説明させていただきますと、まず30ページ、31ページございまして、市道草井線というのが、ちょうど愛岐大橋線から西側が市道草井線でございます。

30ページのほうの市道北部第86号線というのは、愛岐大橋の東側で、しかもここに実際2本市道がございまして、今ここで色が塗っているのが市道北部第86号線でございます。もう一個、南側の市道のほうが市道北部第744号線ということで位置づけておりまして、今新ごみ処理施設のほうから接続する側溝というのは、こちらの市道北部第744号線、こちらに入っている側溝でございます。

今、こちらの第86号線のほうの側溝を入れるところに関しましては、現在、

愛岐大橋線の東から北の部分、この約1.5ヘクタール分の水が現状流れているものを、それを先ほどの北部第744号線のほうに流して、結果的に市道草井線の南側を通るルートで流れているものを、こちらの市道第86号線の側溝を整備することによってその約1.5ヘクタール部分の水が市道草井線の北側の側溝のほうから流れるルートに変更すると、そういう整備でございます。

○堀委員　　今話を聞いておると、あそこに市道が2本並んで走っておるの。

○都市整備部長　　はい。

○堀委員　　そんなふうに見えんぞ、防火水槽があるし。南側に側溝みたい、あらへんぞ。南側に側溝なんてあるか。

○稲山委員　　宮田導水路の北と南に道路が2つばかり出ておる。表面上は1つの道路なんだけど。

○堀委員　　2本あるということか。

○都市整備部長　　ちょうど真ん中に宮田用水が通っておりますので、それに対して北側と南側の市道が認定してあるというような状況です。

○堀委員　　そうすると、南側の側溝は、ごみ処理施設の雨水は南側の側溝に流すということだね。

○都市整備部長　　そういうことです。

○堀委員　　その側溝の整備は組合がやるわけ。

○都市整備部長　　そちらにつきましては、既存側溝ということでございます。

○堀委員　　南側の側溝も北側の側溝も組合がやるというわけだね、一応お金は。

○都市整備部長　　こちらのほうにつきましては今位置図30ページ、こちらに黒塗りの実線、今回側溝を入れる。これと同じような、平行して南側に既存の側溝が、先ほど申しました市道北部第744号線、こちらに入っているということで、そちらの側溝につなぐと。組合のほうでつないでくるということです。

○堀委員　　どうもそのところが、現場を私、常にあそこをよく通るもんだから見るんだけど、愛岐大橋の道路ね。あそこに突き当たっちゃって、そこから先、側溝どうなっておる。

○土木課長　　今の市道草井線で愛岐大橋よりも西側が、いわゆる側溝という

のか、オープンな水路、それにつながるという、接続されていると。

○堀委員　　ということは、愛岐大橋の道路の下をくぐらせるわけでしょう。

○土木課長　　既存のものをそのまま使うという。

○堀委員　　大丈夫かなあ。まあ結構ですわ。もういいです。

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、暫時休憩します。

午後 2 時 30 分　　休　　憩

午後 2 時 45 分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　続いて、建築課について審査をします。

　　当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○建築課長　　建築課の所管につきまして御説明を申し上げます。

　　初めに、歳入につきまして御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

　　上段の14款 1 項 5 目 4 節住宅使用料でございます。

　　続きまして、36ページ、37ページをお願いいたします。

　　中段の14款 2 項 5 目 1 節土木管理手数料でございます。

　　続きまして、46、47ページをお願いいたします。

　　中段の15款 4 項 4 目 1 節土木管理費交付金でございます。

　　続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

　　下段の16款 2 項 5 目 1 節土木管理費補助金でございます。

　　続きまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

　　上段の16款 3 項 4 目 1 節土木管理費委託金でございます。

　　続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

　　21款 5 項 2 目 11 節雑入のうち、69ページ、右側説明欄、中段の建築課分、住宅敷金運用収益金でございます。

　　歳入は以上でございます。

　　次に、歳出について御説明申し上げますので、324ページ、325ページをお願いいたします。

　　324ページ、325ページの上段から328ページ、329ページの上段にかけて掲げておりますのは、8款 1 項 2 目建築指導費でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、358ページ、359ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅費でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 令和7年度江南市一般会計予算のうち、水道部下水道課の所管の予算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが、予算書の42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金、2節河川費補助金でございます。

はねていただきまして、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

少しはねていただきまして、56ページ、57ページの上段をお願いいたします。

16款2項5目土木費県補助金、2節河川費補助金でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページの上段をお願いいたします。

16款3項4目土木費委託金、2節河川費委託金でございます。

少しはねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

22款1項4目土木債、2節河川債でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、予算書の334ページ、335ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費で、338ページ、339ページの下段まででございます。

少しはねていただきまして、予算書の360ページ、361ページの上段をお願い

いたします。

8款6項1目下水道費で、内容につきましては361ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。下水道事業会計繰出事業といたしまして6億1,438万9,000円を計上しております。

詳細につきましては、後ほど議案第41号 令和7年度江南市下水道事業会計予算にて御説明させていただきます。

なお、別冊、令和7年度江南市当初予算説明資料の34ページから38ページに位置図を掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、私のほうから1点ほど。

339ページの雨水貯留施設整備事業の中の単市事業で、雨水排水施設工事費1,650万円というのがあります。これは説明資料の中でいくと、宮田中学校のすぐ南側の県が今工事を始めている日光川上流域に大きな遊水池を造る、その関連の雨水排水施設の工事の費用だと思えるんですけども、これ、今のここに側溝がなくて、あると思えるんですけども、この雨水を集めて新しく県が造る遊水池に流し込む、そういう整備工事ということなんでしょうか。

○水道部下水道課長 掛布委員のおっしゃるとおり、ショッピングタウンピナというのがあるんですけど、その付近に300ミリの水路を敷設するものでございます。日光川の整備中の池まで排水能力の増強を図ることによりまして浸水被害の軽減を狙うものでございます。これにつきましては、県のほうに市のほうから排水能力を増強できないかということで協議した結果、つないでもよいという結果を得たので整備するものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

そうすると、現状はこの辺のすぐにあふれるというこの辺の水路、日光川に流れ込んでいなかった部分はどこに流れているんでしょうか。

○水道部下水道課長 ショッピングタウンピナの西側の道路の西側に水路が

ありまして、その水路があふれるのも一つの原因ではございますが、そこを狙って排水能力の増強をすることで浸水軽減を狙っていくものでございます。

○委員長　　そうすると、今ないところに水路を造るといふ、そういう意味なんですね。ごめんなさい、何度も申し訳ないんですけど。

○水道部下水道課長　　そのとおりでございます。すみません、水路はあるんですけど、別で入れます。

○委員長　　ありがとうございます。

もう一点ですけれども、補正予算のときにもお聞きしたんですけれども、古知野西小学校、古知野南小学校の雨水貯留施設の工事が関連で遅れて令和7年度に遅れるということなんですけど、古知野南小学校の工事、雨水貯留施設は令和7年度で完了しますという、そういうことですか。

○水道部下水道課長　　令和7年、令和8年で終わる、古知野南小学校は終わる予定でございます。

○委員長　　ありがとうございます。

それで、古知野西小学校はいつまでかかるんでしょうか。

○水道部下水道課長　　すみません、ちょっと訂正で、古知野南小学校は令和7年、令和8年で本体を整備して令和9年に舗装をやりますので、令和7年、令和8年、令和9年でございます。すみませんでした。

古知野西小学校につきましては、今の段階では令和10年以降で整備する予定でございます。

○委員長　　はい、分かりました。随分かかってしまう。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長　　それでは、令和7年度江南市一般会計予算のうち、水道課が所管する予算について御説明させていただきます。

議案書の296ページ、297ページの上段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費の水道事業会計繰出事業で165万6,000円をお願いするものでございます。

詳細につきましては、令和7年度江南市水道事業会計予算にて説明させていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後2時57分 休 憩

午後2時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議案第35号について委員として採決したいと思いますので、委員長席を副委員長と交代いたします。

○副委員長 委員長に代わりまして、本席から議案第35号の議事を進めます。
議案第35号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長 この際、先ほど採決されました議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、下水道課より答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正を許可します。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）におきまして答弁に誤りがありましたので、答弁の訂正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案第34号 令和6年度江南市下水道事業会計補正予算(第4号)についての審査の中で、掛布委員長から、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金の今年度の実績について質疑があり、7件と答弁いたしましたが9件でございましたので、答弁を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長 なお、この議案は既に採決されておりますが、この訂正による採決への影響はないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議案第37号 令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

○委員長 御異議なしでございますので、続きまして、議案第37号 令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○都市整備課長 それでは、議案書の376ページをお願いいたします。

令和7年議案第37号 令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、別冊の特別会計予算書及び予算説明書の32ページをお願いいたします。

令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

33ページには、第1表 歳入歳出予算を、34、35ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

36、37ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段、1款1項1目1節雑入でございます。

38、39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段、1款1項1目一般会計繰出金でございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

今回の特別会計予算で歳入として、その他財源、徴収清算金が100万5,000円入っているだけの特別会計予算になっていて、もう既に換地処分も終わっております。この会計の中に職員の人件費であるとか、そういった説明も何もないわけですけれども、ただ事業が完了したわけではなく、何か完全に終結するまでには五、六年かかるというような説明を以前いただいたことがあるんですけれども、それまでの間、職員はどのように関与されていくのでしょうか。

○都市整備課長　今回、予算で特別会計で計上させていただいております徴収清算金でございますけれども、区画整理事業の全体事業としましては換地処分が行われたことにより完了しておりますが、換地処分に伴い発生しております清算金の徴収につきましては分割納付が可能としておりますことから、令和7年度以降、分割納付の申出があります方に対する清算金分の歳入のほうを上げさせていただいております。

なお、区画整理事業全体の整備事業に関しては終了したことから、こういった清算事務に関しましては、都市整備課の一般会計の人件費のほうで事務のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長　ありがとうございます。

そうすると、今回もそうだったんですけど、清算金を特別会計で上げて一般会計に繰り出していくということなんですけれども、そうすると、職員の人件費も一般会計で見ていくということは、ただ清算金は入ってくるので、これからもこの特別会計というのは清算金の徴収が終わるまでこういう形で特別会計は維持していくという、そういうことですかね。

○都市整備課長　清算金の関係としましては、清算金の交付、そして徴収のほうが発生するものでございます。そして、清算金の交付は令和6年で完了

したのですが、清算金の徴収に関しましては最大5年間での分割納付が可能ということから、この清算金の徴収に関しましては令和11年度まで予算のほうを計上させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時06分 休憩

午後3時06分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和7年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第40号 令和7年度江南市水道事業会計予算を議題とします。

この際、議案第40号について委員として発言、採決したいと思っておりますので、会議規則第118条の規定により、委員長席を副委員長と交代いたします。

○副委員長 委員長に代わりまして、本席から議案第40号の採決まで議事を進めます。

それでは、議案第40号 令和7年度江南市水道事業会計予算を議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の379ページをお願いいたし

ます。

議案第40号 令和7年度江南市水道事業会計予算について御説明させていただきます。所管課は水道課でございます。

特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算書及び予算説明書の102ページ、103ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和7年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明といたしまして、106ページから133ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、注記及び予定損益計算書を掲げております。

134ページ、135ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項1目1節水道料金から、136ページ、137ページ、3項2目1節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、138ページ、139ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、152ページ、153ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、154ページ、155ページ、1款1項1目1節企業債から5項2目1節他会計補助金までを掲げております。

資本的支出につきましては、156ページ、157ページ、1款1項1目事務費から、160ページ、161ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、令和7年度当初予算説明資料の9ページ及び53ページから70ページに位置図などを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 説明資料の57ページに令和7年度の県水受水費計算書というのがある、令和7年度として県水受水費が4億532万円というのがある、これはいいんですけれども、ちょっと細かいですけれども、この計算書の計

算式の中で、その下から2段目ですね、使用料金のほうの(8)掛ける12分の6というのが間違いじゃないかと思うんですけど。令和7年度は1年分県水が1立方メートル当たり28円なので半年分という計算式になっていて、なぜか計算は合っているんですけど、式が違うとか違ってはいますよね。

○水道事業水道部水道課長　　すみません、間違っております。これは前年度、上半期と下半期で料金が違ったものですから、そこをちょっと訂正し忘れております。申し訳ございません。

○掛布委員　　そうすると、令和6年は半年分は値上げ前、半年後は2円上がった28円であったので、昨年、令和6年と比べると令和7年の県水の値上げによる影響ですね、収益的支出の負担増というのは1,500万円ぐらいの支出が増える見込みだよという、そういうことでよかったですでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　　値上げ分でも上がっておるんですけども、県水の受水量を揚水規制の関係で上げていく予定にしておりますので、昨年度予算と比べると1,400万円程度の増額ということでお願いしております。

○掛布委員　　令和7年度も、もう既にちょっとずつ受水量を増やさないといけないので、受水量も増えるので、1,400万円よりも、もうちょっと影響額が大きくなるよと、そういう意味でしょうか。

○水道事業水道部水道課長　　予算的には1,400万円になっているんですけど、令和6年は、今年度は徐々に増やしてはおるんですけども、必要最低限、やっぱり県水は受水費が高いものですから少しずつ上げてはおるんですけども、令和6年度はなるべく県水を抑えてやっています。令和7年度予算、これはある意味アッパー金額という形で考えておりますので、これを超えないように受水量は調整していきたいと考えております。

○掛布委員　　すみません、分からないところを教えてくださいたいんですけど、159ページの一番上の資本的支出の配水場等施設更新維持工事事業の中で、配水ポンプのインバーター装置更新工事の債務負担行為ということで、令和7年度から令和8年度、載ってるんですけども、これって下般若配水場の1、3、4、5号となっていて、2号は令和6年にインバーター装置を更新したんですけども、2号だけ先にやってあと残りが令和7年度以降って何か意味があったんでしょうか。それと、下般若配水場だけ更新して、ほ

かのところは必要ないのでしょうか。

- 水道事業水道部水道課長　　まずこの下般若配水場 2 号配水ポンプインバーター装置については、昨年 6 月補正予算で対応をお願いしました。2 号配水ポンプが 4 月当初ぐらいにちょっと故障いたしまして、インバーター装置のほうは、急遽やはり修理が必要ということで、仮設を含めたインバーター装置のまず 2 号配水ポンプを令和 6 年度から令和 7 年度への債務負担行為で現在発注済みで、まだ工事のほうは完了していません。残りの配水ポンプにつきましては、まだ壊れてはいないんですけれども、同じ時期に設置したインバーター装置なもんですから、正規のというか、当初予算でしっかり組んでやっていきたいという形でございます。

後飛保配水場のほうは、こういう施設については、基本下般若配水場をやってから後飛保配水場を、一気にやるとやっぱりどうしても事業費がかさむもんですから、令和 8 年度以降で検討していきたいというふうに思っております。

- 副委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員　　すみません、今、騒がれている P F A S の問題で、本会議で一般質問で宮地委員が取り上げられていて、私も直接、令和 3 年ぐらいですか、お聞きしたことがあって、水道課のホームページに載っているよということで、すごい見にくかったんですけど、検査結果が。昨日見ていたら、それだけ取り出して大きな表にさせていただいて、すごく見やすくなっておりましたので、よかったかなあと思うんですけれども、要するに、今その検査をしていただいているのは、使っていない予備水源も含めて検査して検査通知を出しているんですけれども、結局これ、予備水源っていつ廃止してしまう予定なんのでしょうか。

- 水道事業水道部水道課長　　予備水源の廃止は令和 8 年度以降ということで考えています。当面、揚水規制の関係で順次止めてはいくんですけれども、一旦取水停止をかけておいて、その後、令和 8 年度以降で廃止という形を取っています。ですから、予算上は全ての予備水源も含めて給水栓と原水で P F O S ・ P F O A を含む水質検査の委託料をお願いしているところでございます。

○掛布委員　　そうすると、今も検査結果が載っているんですけども、いわゆる取水している以上は、実際配水はしてないけれども検査をして検査結果を公表していくという、そういうことですか。

○水道事業水道部水道課長　　取水を停止していても検査はしていきます。実際、検査の公表というのを義務づけられているのは、PFOS・PFOAというのはまだ水質管理目標設定値でございまして、その義務自体はございませんけれども、皆さん関心が高いということもあって、任意的に検査させていただいて、結果についても公表しているという状況でございます。

○掛布委員　　今のところ暫定値の50ナノグラムを超えてはいないけど、33ナノグラムという、さらにそれに近いのも出ているわけですけども、万が一50ナノグラム、これからまだ検査していくと、ひょっとしたら出るかもしれないんですけど、そうした場合はどうされるんでしょうか。

○水道事業水道部水道課長　　暫定目標値を超えた場合については、議案質疑でも牧野委員の御質問にありましたけれども……一般質問です。失礼しました。一般質問で牧野委員からも御質問ありましたけれども、基本的に地下水については、PFOS・PFOAというのは基本どこの自治体でも出るものでございまして、うちも33ナノグラム出ているんですけども、数字だけ見れば高いようには感じるんですけど、あくまでも目標設定値以下ということで御理解願いたいということと、超えた場合は、例えば今でいう予備水源系で出た場合は、基本即時取水停止です。その分をほかの水源で賄う。後飛保についても、例えば1本の後飛保系の井戸から出た場合でもほかの取水井でカバーできるもんですから、そこでカバーする。下般若の場合は県水と混合して希釈できるもんですから、そこは混合して希釈して流す、ないしは下般若の井戸も1本取水を停止するというような形で当面は対応を取っていききたいなというふうに考えています。

○副委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

　　暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分 休 憩

午後 3 時 21 分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長席を委員長と交代いたします。

議案第41号 令和7年度江南市下水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第41号 令和7年度江南市下水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の382ページ、議案第41号 令和7年度江南市下水道事業会計予算について御説明させていただきますので、別冊の特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算書及び予算説明書の164ページ、165ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和7年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、168ページから195ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、令和7年度の予定貸借対照表、注記、令和6年度の予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

196ページ、197ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては上段の1款1項1目1節下水道使用料から、最下段の3項1目1節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、198ページ、199ページ上段の1款1項1目汚

水管きよ費から、208ページ、209ページ、4項1目予備費までを掲げております。

はねていただきまして、210ページ、211ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、上段の1款1項1目1節建設改良費の為の企業債から、最下段の5項1目2節雨水施設整備費交付金までを掲げております。

資本的支出につきましては、212ページ、213ページ上段の1款1項1目汚水管きよ整備費から、216ページ、217ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、別冊、令和7年度当初予算説明資料の10ページに公債費の状況を、71ページから78ページに位置図などを掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、ちょっと私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

まず、予算書の213ページの中段に下水道事業計画改定事業ということで、基本計画をつくり直すということなんですけれども、下水道事業経営戦略があって、その見直しというか改定はやられてパブコメまで取られたんですけど、下水道事業基本計画というのはそれとは全然違う、さらにもっと上のところの基本計画ということでしょうか。

○水道部下水道課長 こちらは上位計画である愛知県の全県域汚水適正処理構想において、令和4年度に計画区域、計画人口、汚水量などが見直されたことによりまして五条川右岸流域下水道事業の計画の見直しが行われました。そのため、上位計画との整合性を図るため、江南市公共下水道事業基本計画と江南市公共下水道事業計画を変更するための委託料でございます。

○委員長 すみません、計画の見直しばかりいっぱいあって、ちょっとつ

いていけないんですけど、現時点の江南市の下水道事業基本計画というのは、何年につくられて何年までの計画でしょうか。

暫時休憩します。

午後 3 時 28 分 休 憩

午後 3 時 30 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道部下水道課長 江南市の公共下水道事業基本計画につきましては、平成 4 年 3 月に作成されたもので期限等は設けてございません。近々の変更につきましては令和 4 年 3 月に変更されております。

○委員長 今、令和 4 年 3 月に策定されたと言われた。

○水道部下水道課長 平成 4 年 3 月に。

○委員長 失礼しました。平成 4 年 3 月に策定されて、令和 4 年に改定した。

○水道部下水道課長 令和 4 年に 6 回目の変更をしました。

○委員長 6 回目の変更をした。分かりました。ありがとうございます。

もう一点お聞きしたいんですけども、213ページにあります管きょ布設事業の中の委託料として大きな金額になっております2,187万9,000円の設計委託、これ設計を見直すということで、どこを見直すんでしょうか、これは。

○水道部下水道課長 設計委託料の2,187万9,000円につきましては、令和 9 年度から整備を予定しております北部污水 1 号幹線の令和 9 年度、令和 10 年度分の 2 か年分の工事の設計委託料でございます。

○委員長 ありがとうございます。

その北部污水 1 号幹線なんですけれども、このつけていただいた地図の 71 ページに、体育館の南のほうからずうっと北部污水 1 号幹線の基本設計でしたか、調査委託とかいうのが、令和 6 年度も令和 5 年度も同じような設計委託だったのか、調査委託だったのか知らないんですけど出ていて、また令和 7 年も、その先端部分だけなんですけれども設計委託がかかっているんですけども、これはどうしてそんなに何回も同じところばかり設計委託をやっているんでしょうか。

○水道部下水道課長 令和 5 年、令和 6 年の設計委託につきましては基本設計委託でございます。今回の設計委託につきましては、2 か年分の詳細の設

計委託でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それと、次の図面の72ページにあります管きょ布設事業の単市事業として、山尻住宅のすぐ南に沿った道路沿いの測量設計委託になっているんですけども、これはそれこそ10年も前に江森・山尻住宅の皆さんが個人負担で、市が一円も出さずに個人負担で設置した下水道管がここ入っているところだと思うんですけども、それとかぶっちゃっているところの測量設計委託なんですけれども、これはどういうこと、意味になるのでしょうか。

○水道部下水道課長 北部汚水6号幹線が完成する見込みでありますので、現在マンホールポンプによって扶桑町の流域幹線に接続しております汚水を圧送しておる江森地区、山尻地区を自然流下に切り替えるために枝線管渠布設工事の測量設計委託を行うものでございます。

○委員長 そうすると、今ある管の代わりに新たに市が施工して管を入れ直して、圧送じゃなくて自然流下で流す管を入れるための設計ということなんですね。

○水道部下水道課長 入れ直すのではなくて新たに敷設するものでございます。

○委員長 新たに設置する。今あるものは使いつつ新たに設置をする。ちょっとよく分からないので、また後で個別に教えてください。

あと、すみません、細かくて申し訳ないんですが、簡潔に終わりますが、図面の73ページに東野住宅、そして74ページに県営布袋住宅の枝線管渠布設工事がありまして、ところどころ推進工法という、ほとんど開削工法なんですけど、推進工法というのが入っています。推進工法というのはすごいお金がかかるなという、大変な工事だなというのを目の前で見ていて分かったんですけど、ここだけ、1か所だけそれぞれ推進工法にするのは何ででしょうか。

○水道部下水道課長 こちらは地下埋設物の関係で、どうしても推進工事をやらなければいけない箇所でありまして、推進工事をしてベンドサイフォンというものを設置するものでございます。

○委員長 すみません、地下埋設物というのは具体的に言うと何でしょう。

○水道部下水道課長 73ページの東野住宅のほうはシキボウ江南の排水でございませう。布袋住宅のほうは水路でございませう。

○委員長 ありがとうございます。

あと最後に1点なんですけれども、古知野高等学校の雨水貯留施設が令和7年で流入管敷設と、最後、上部整備工事まであるんですけれども、令和7年のこの上部施工まで行って完了と、古知野高等学校については、そういうことでしょうか。

○水道部下水道課長 令和8年度に舗装工事をやって完了になります。

○委員長 なるほど。ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時39分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第43号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

すみません、ちょっと暫時休憩します。

午後 3 時 40 分 休 憩

午後 3 時 42 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長 議案第43号について御説明申し上げますので、追加議案書の21ページをお願いいたします。

議案第43号 江南市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

条例の一部を改正する条例案を掲げております。

参考資料としまして、23、24ページに条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これで質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午後 3 時 43 分 休 憩

午後 3 時 44 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部
水道部
の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明をさせていただきますので、追加議案書の44、45ページの最上段をお願ひいたします。

4款1項2目環境保全費で、温暖化防止事業の住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策）は、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫への買換えに対し補助金を交付するものでございます。

参考といたしまして、補正予算説明資料として、55ページに事業の概要を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて、農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひをいたします。

○農政課長 議案第45号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、農政課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、追加議案書の46、47ページ

の最上段をお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 農業費で17万9,000円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、47ページの説明欄、農業者経営所得安定対策推進事業（物価高騰対策）で17万9,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、参考といたしまして、追加議案書の54ページに事業の概要を掲げておりますので、御参照いただきたく存じます。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、私のほうから1点だけお聞きします。

補助金額が17万9,000円といかにも少ないんですが、補助対象者が負担する保険料及び事務費の合計の2分の1、5万円を上限とするということなんですけど、これ試算して、何人の方がこれは補助対象ということなんですか。それで1人5万円ということなんですけど、大体幾らぐらいの補助の方がどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。見積りを教えてほしいと思います。

○農政課長 この積算内容でございますが、まず愛知県の農業共済組合のこの保険に入るには青色申告者でないと対象となりません。今この方が市内27名、法人がお見えになります。その中で、今現在加入されているのが5名と1法人でございます。この現在加入されている方々に対しまして、継続するとしまして9万9,000円の見積りをしております。

さらに、この新規加入者の見込みですけれども、他市町、これは東海市ですけれども、東海市で同様の補助金を出したところ、東海市の場合は11.7%の追加の申告者がお見えになったそうです。これを江南市の27に当てはめますと、約4名の増加ということになりますので、この1人当たり、1件当たりが現在加入されている実績の平均で出しますと、お一人当たり補助金ベースで2万円というふうに見込んでおりますので、この4名掛ける2万円で8万円、合わせて17万9,000円というふうで積算をしております。

○委員長 ありがとうございます。

何かわざわざ補助をしてもらうほどの金額でもなくてという、手続が面倒だと申請もしていただけない可能性もあるわけなんですけれども、申請というのは簡単にして受け付けていただけるのでしょうか。

○農政課長　これは既に県内10市町の実績がありますが、その中で、この農業共済組合のほうの窓口で各市町の補助金も取り扱っていただけるそうで、この保険を申請したときに補助金の申請書も受け取っていただけるそうですので、江南市も同様をお願いする予定でおりますので、そういったことで簡便にしたいと思います。

○委員長　ありがとうございます。

それで、今回はこの交付金を財源としてこの事業を初めてやっていただけるんですけれども、新年度以降は載っていないんですけど、当初予算に、どうなっていくのでしょうか。

○農政課長　あくまでも今回は単年度の計画となっております。ただ、他市町の実績を見ますと3年間続けてやられているところがありますので、この反響によっては今後、財政当局ともちょっと協議はしてみたいとは思っております。

○委員長　ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査をします。

当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長　それでは、商工観光課所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

中段の7款1項1目商工費で、内容につきましては47ページの説明欄をお願いいたします。

物価高騰対策支援事業といたしまして1億1,864万8,000円の増額をお願いするもので、エネルギー価格の高騰による影響を受けております市内中小企

業等に対しまして、1事業者当たり5万円の支援金を交付するものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 前回も同じようなこと、たしか金額も同じで、中小企業に対して物価高騰で電気代の補助、支援を行ったと思います。そのときにどれぐらいの申込みがありましたか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 今回は一律5万円という支給で、令和5年度に実施したものにつきましては、エネルギーの使用量に応じて1万円、5万円、10万円ということで段階的に設けておりました。昨年度の実績、交付件数でありますと、1万円の部分が67件、3万円の部分が127件、5万円の部分が582件ということで、トータル776件となっております。

○牧野委員 今回どれぐらいの見込みがあると考えておられますか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 一応、対象事業者のほうですね、経済センサスのほうから3,250社対象があるというふうで見まして、そちらの7掛け程度は達成したいというところで7掛けをしまして、約2,300社というふうで見込んでおります。

○牧野委員 あと、前はたしか12月末で締めるという話だったけど、今回そういったのってありましたか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 今回、資料のほうにも少し掲載してありますけれども、一応申請期間としては5月1日から3か月間、7月31日までと予定しております。その後、振込等を順次していくというふうに予定しております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では私のほうから。

申請が面倒だとなかなか申請していただけない可能性があります。前回、令和5年の教訓を基に、どのように申請手続を簡略化していただけるのでしょうか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 前回ですと、やはりこのエネルギーの使用量に応じて段階的に支援金のほうを設けていたということで、前回ですとエネルギーを使用した領収書等の添付というのが必須でございました。今回は一律5万円というふうにしておりまして、まず、法人等であれば設立されていること、事業を実施継続していることというところで、例えば法人登記の写しですとか、あるいは確定申告の写し等で、こういう実際に使用したエネルギー等の領収書の添付までは求めない形で実施をしていきたいと考えております。

○委員長 法人登記、確定申告ということなんですけど、いわゆるフリーランスの方などは法人登記とかされていないんですけど、そういう方はどうしたらよろしいでしょうか。

○商工観光課長兼企業誘致推進課長 そちらのほうも一応、確定申告の写し等の提出のほうはお願いしたいなということで考えております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長 令和7年度一般会計補正予算（第1号）のうち、水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、追加議案書の44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費6,256万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

水道料金減額協力金交付事業は286万7,000円を増額するものでございます。水道事業会計繰出事業は、水道事業会計繰出金として5,969万5,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、議案第46号 令和7年度江南市水道事業会計補正予

算（第1号）にて御説明させていただきます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時58分 休 憩

午後3時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第46号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、追加議案書の59ページをお願いいたします。

議案第46号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、59ページに収益的収入及び支出の補正予定額及び他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、60ページから63ページに補正予

算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項1目給水収益から2項2目他会計補助金を掲げております。

その下、収益的支出につきましては、1款1項4目業務費から2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時00分 休 憩

午後4時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信をしております。

去る令和7年1月23日に岐阜県各務原市及び岐阜県を行政視察しました報告書について、御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載することとなっておりますことから、既に記載をしてありますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、何か御意見等ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見もないようでありますので、修正せずにこのまま報告書を今定例会に提出いたしますのでよろしくをお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

- 委員長 次に、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信をしておりますので御覧ください。

令和7年2月5日に新規就農者の方と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても、タブレット端末に配信しておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

大変長らく委員長の相当な不手際もございまして御迷惑をおかけしました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後4時03分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 掛布 まち子

建設産業副委員長 岡地 清仁